

令和7年度 認証評価

高崎商科大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和7年6月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	9
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	13
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	17
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	18
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	24
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	24
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	31
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	34
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	36
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	45
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	45
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	52
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	59
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	66
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	66
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	68
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	70
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	72

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、高崎商科大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年6月1日

理事長

森本 淳

学長

築 雅之

ALO

中村 雅典

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

高崎商科大学短期大学部を設置する学校法人高崎商科大学は、令和 7（2025）年に創立 119 周年を迎えた。高崎の地に私立裁縫女学校が設立された明治 39（1906）年以来、学園は「自主・自立」の建学の精神を礎に実学教育を柱とした全人教育の理念を掲げ、地域社会の要望に応えながら幼稚園から附属高等学校、短期大学部、大学、大学院を擁する総合学園に発展してきた。

本学の歴史は昭和 63（1988）年の高崎商科短期大学の開学に始まる。商都・高崎に相応しい高等教育機関として、本学園の歴史と伝統を受け継ぎ、高崎市との公私協力方式によって「商学科」が設置された。建学の精神に基づき「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念に掲げ地元待望の地域密着型のビジネス系短期大学が発足した。

平成 5（1993）年には、地元社会の人材要請に応じて「商学科」に加えて「秘書科」が増設された。さらに経済産業社会・地域社会の情報化・国際化・高度化に対応して、平成 13（2001）年には高崎商科大学が設置・開学となった。これは高崎商科短期大学の商学科が高崎商科大学「流通情報学部」（平成 22（2010）年度、商学部に変更）として改組転換されたものである。これに伴い既設の短期大学・秘書科は高崎商科大学短期大学部「現代ビジネス学科」に変更された。

平成 18（2006）年には高崎商科大学・大学院「流通システム研究科」（平成 23（2011）年度、商学研究科に変更）が開学し、本学園は多様化し高度化する社会のニーズに対応する高等教育機関としての体制を整えた。また、平成 29（2017）年度より、大学商学部は商学科から経営学科と会計学科の 2 学科制に改組され発展している。平成 20（2008）年度には、学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更された。また、平成 25（2013）年度には、併設の高崎商科大学が文部科学省の大学 COC 事業対象校（地域における知の拠点大学）に選定された。この COC 事業は、地域密着志向の本短期大学部にとっても地域ブランドを維持発展させるうえで、大いに有益であった。

令和元（2019）年度末からのコロナ禍は、本学の教育活動全般に大きな影響を及ぼした。学位記授与式や入学式等の学校行事の大幅な規模縮小や中止、令和 2（2020）年度初頭からの全面的な遠隔授業の実施、課外活動やインターンシップ等の中止や遠隔での実施を行った。徹底した感染防止施策の下で授業や課外での活動の対面実施を模索した。小規模校の特性を生かして遠隔環境下でも学生と教職員との接点を密にし、コロナ期の経験や知見を対面移行後の正課授業・正課外活動に活かしてきた。

令和 3（2021）年 1 月には、任期に伴い理事長が交代した。新しい理事長は、就任にあたって、「自主・自立」の建学の精神を継承し、「教育の質の保証」、「Society5.0」時代の人材育成、「経営基盤の強化」といった基本方針を提示し、改めて学生の成長を第一に置いた方向性と体制を示した。

令和 6（2024）年度には、社会の変化に即した人材を輩出するため、短期大学部は「変化に対応できる能力」に重きを置いたカリキュラムに改定し、令和 7（2025）年度より学科名称を経営学科に変更した。これは、在学生の学修成果を確かなものにするを目的に学生自身がどのような学問を修め、どのような能力を獲得するのかを明確に認識させるため、そ

して受験生に対し、本学が提供する学問内容をより明確に表現し発信することで受験生への訴求力を高めるためである。

18歳人口が大幅に減少し、短期大学へのニーズも全国的に徐々に低下している。日本私立学校振興・共済事業団の昨年度の発表によると、入学定員充足率が100%未満の大学は実に全体の59.2%であり、短期大学に至っては実に91.5%と衝撃的な数値が発表されている。しかしながら、短期大学には2年間という短期間で地元社会の人材要請に対応できる大きなメリットがあるのも事実であり、実際に多くの地域を支える多くの人材は地方の短大が担ってきている。これは四年制大学とは異なる短期大学教育の重要な社会的使命である。

地域のビジネス系短大として、ビジネスパーソンの基礎教育と実務教育を両立させ、STEAM教育や情報教育を充実させ、ポストコロナの社会情勢に対応した人材育成、地域貢献に努めていく。本学はこの高崎の地に在り続け、教育を提供し続けることで地域の振興・発展に寄与していくことを学園全体の共通認識とし、永続的な発展に注力していく。

<学校法人の沿革>

明治 39 年	私立裁縫女学校、高崎市柳川町 2 番地に創立
明治 40 年	私立佐藤裁縫女学校と改称
明治 42 年	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治 44 年	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和 18 年	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校（甲種実業学校）と改称、校舎を現在地の大橋町 237 番地に移転
昭和 23 年	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称、家庭科を設置
昭和 25 年	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和 26 年	財団法人を学校法人に組織変更
昭和 36 年	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和 43 年	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和 62 年	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更
平成 12 年	高崎商科大学設置認可
平成 13 年	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学
平成 17 年	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成 18 年	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成 20 年	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成 22 年	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更
平成 23 年	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に名称変更
平成 29 年	高崎商科大学商学部商学科から商学部経営学科・会計学科に変更

< 短期大学の沿革 >

昭和 62 年	高崎商科短期大学設置認可
昭和 63 年	高崎商科短期大学商学科開学
平成 4 年	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成 5 年	秘書科を増設・開学
平成 13 年	名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、秘書科の名称を現代ビジネス学科に変更
令和 7 年	現代ビジネス学科の名称を経営学科に変更

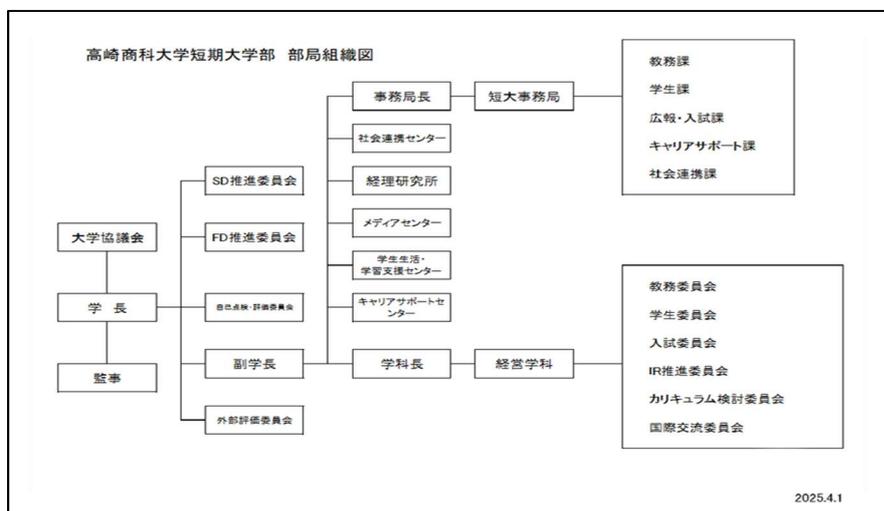
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在 教育機関名	学部・学科名	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
高崎商科大学 短期大学部	経営学科	高崎市根小屋町 741	100	200	132
高崎商科大学	商学部経営学科		130	520	642
	商学部会計学科		70	280	337
高崎商科大学 大学院	商学研究科商学専攻		5	10	1
高崎商科大学 附属高等学校	普通科 総合ビジネス科	高崎市大橋町 237-1	500	1,500	1,270
高崎商科大学 佐藤幼稚園	-	高崎市大橋町 18-1	-	180	102

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、群馬県の中心部からやや南西方面に位置する高崎市に所在する。高崎市は古くから交通の要衝で中山道（国道 18 号）と三国街道（国道 17 号高崎以北）の分岐点、関越自動車道と北関東自動車道の分岐点、また上越新幹線と北陸新幹線の分岐点など、全国でも有数の交通拠点都市である。新幹線が停車する高崎駅は群馬県の玄関口となっており、群馬県の交通の中心地である。

高崎市は、平成の大合併により、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、榛名町、吉井町を編入し、広大な市域に、令和 7（2025）年 3 月末現在、人口約 36 万 4,634 人世帯数約 17 万 410 世帯を擁する県内最大規模を誇る中核市となっている。全国的な出生率の低下に伴い、高崎市も人口減少傾向にあるが、新幹線が停車する駅を有することで東京への通勤が可能な範囲となっていることや、ゆるやかな外国人人口の増加等により、近年の人口減少幅は僅かであり、ほぼ横ばいの状態といえる。また、日本一のだるまの産地でもあり、全国の張り子だるまの生産量のおよそ 8 割を占めている。市街地を見下ろしている白衣大観音（高さ 41.8m）は全国的にも有名であり、群馬交響楽団が本拠地を置く数少ないオーケストラのある地方都市である。さらに、高崎を中心とした周辺地域における小麦文化と豊かな農作物により、パスタ料理が盛んであることも良く知られており、「パスタの街」とも呼ばれている。

高崎商科大学短期大学部は、高崎市の南西部に位置しており、緑豊かな烏川沿いに位置している。大学南部の観音山丘陵には仏教文化を知るうえで貴重な遺跡「金井沢碑」（国特別史跡、726 年建立）や、同じく上野三碑のひとつ「山上碑」（国特別史跡、681 年建立）などがある「石碑の路（いしぶみのみち）」というスポットのある由緒あるところでもある。上野三碑は平成 29（2017）年 10 月にユネスコの「世界の記憶」に登録された。

交通の便は JR 高崎線高崎駅から私鉄上信電鉄に乗り換え、高崎商科大学前駅まで 10 分かかり、下車して徒歩約 4 分である。または、高崎駅東口よりバス（ぐるりんバス）では観音山線にて約 15 分を要する。高崎商科大学前駅の設置されている上信電鉄の上信線沿線には、平成 26（2014）年 6 月世界文化遺産に登録され、その後国宝ともなった旧官営・富岡製糸場が所在（群馬県富岡市）する。

学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
群馬県	76	71.7	75	79.8	80	78.4	60	69.0	45	77.6
埼玉県	9	8.5	7	7.4	6	5.9	9	10.3	7	12.1
栃木県	3	2.8	3	3.2	2	2.0	1	1.1	0	0.0
長野県	12	11.3	8	8.5	12	11.8	12	13.8	3	5.2
新潟県	3	2.8	0	0	0	0	2	2.3	2	3.4
その他	3	2.8	1	1.1	2	2.0	3	3.4	1	1.7
合計	106	100.0	94	100.0	102	100.0	87	100.0	58	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

群馬県は、規模の大小を問わずメーカーや小売業者が多く若者の雇用機会に恵まれているといえる。本学は、毎年度高い就職希望率のもとに100%近い就職内定率を達成できているが、それは学内での就職支援活動、キャリア教育などの徹底に加えて、そうした県内の産業状況を反映した社会のニーズが背後に控えていることにもよるといえる。令和7(2025)年3月時点での群馬県の有効求人倍率は1.33倍と、全国平均を上回っている。

令和7(2025)年3月現在で、県内には短期大学が6校11学科あり、内1校は2026年の募集を停止している。残る5校でビジネスやキャリアを明示的に志向しているものが2学科あり、それ以外はこども、保育、栄養、看護、医療、福祉等、専門性の高い分野である。群馬県の企業の広範な求人に応えられる短期大学は少なく、入学者、企業双方からのニーズは一定程度存在すると考えている。

併設の高崎商科大学とも緊密に連携し地元を中心にして、地域社会のニーズをきめ細かく的確に把握しながら、学生の希望とのより良いマッチングを図り、引き続き高い就職内定率を維持し地域社会の発展に貢献していく。

令和6(2024)年度の就職内定率は、新型コロナウイルスの終息傾向と採用意欲の高まりもあり100%となった。上表のように県内出身者も安定的に多く入学してきており、また地元企業からの人材要請に応じてきた地域密着型の本学らしい実績と自負している。

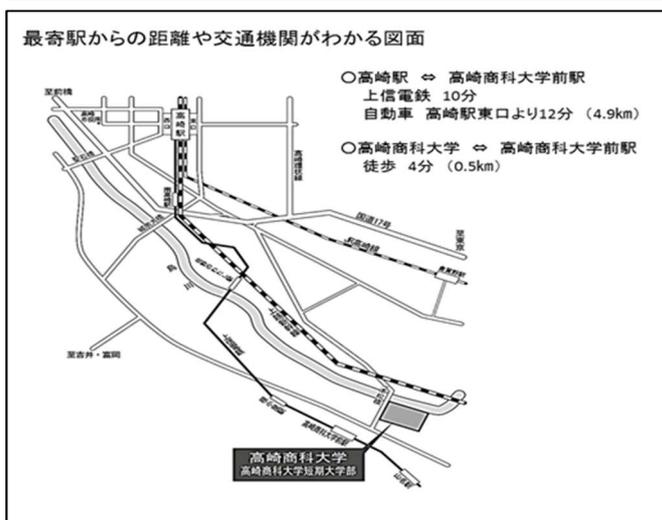
■ 地域社会の産業の状況

群馬県には、繊維、木工、食品などの地場産業が多く存在し、これらの産業は、地域の伝統文化や技術を継承し、雇用機会を提供する重要な役割を果たしている。繊維産業では、小幡織物やニット製品の製造が行われ、食品産業では酒造業、製麺業、漬物製造業などが地域の特産品を生産し、木工産業では、家具やインテリア製品の製造が行われている。古くから、これら製造物を全国に流通させる拠点として機能してきたのが「交通の要衝」として抜群のアクセス性を誇っている高崎市である。加えて、地震や自然災害が少なく、気候にも恵まれた高崎市には、国際的にトップシェアを持つメーカーの基幹工場やグローバル企業の日本工場、国内有数の家電量販店本社等が集まり、全国屈指の「ビジネス拠点都市」として選ばれる存在となっている。

群馬県の総人口は188万9,425人、83万3,154世帯(2024年10月)、県内総生産は9兆7,620億円、経済成長率は6.7%(令和4年度名目)、県民所得6兆6,335億円(令和4年度)となっている。就業者数は100万7,967人(令和3年度経済センサス-活動調査、以下同じ)であり、労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は61.0%である。

このように、群馬県は全国的にみると、総生産の規模や所得水準は比較的上位で、北関東の首都圏といった位置にあり、そのために地方経済としては第2次産業や第3次産業のウェイトが高く、新卒者の雇用機会にも恵まれている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

提出された自己点検・評価報告書は記載方法上で不備がみられた。日常から慎重な書類の作成及び厳格なチェック体制の構築により、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取組みが望まれる。

(b) 対策

「記載方法の不備」対策として、①執筆担当教職員への注意喚起、②記載方法に関する説明会の実施、③執筆担当箇所の組織的なチェック体制の構築を行った。

(c) 成果
「記載方法の標準化」を図るため、ガイドラインやチェックリストを作成した。執筆担当教職員への配付及び説明、また自己点検評価委員会を通じた組織的な点検作業を実施している。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費補助金の取扱いに関しては、「学校法人高崎商科大学公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」に基づいて適正に管理している。これは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に則った規程である。競争的資金の代表でもある、科学研究費補助金については、毎年申請時期

に教授会終了後に説明会を開催しており、その際に補助金の取扱いや不正使用の防止について、詳細に亘り説明を行っている。公的資金を使用する際には、必ず事務職員を通しての使用となっており、購入品の検収等も適正に行っている。科研費採択の際は、分担者も含めた研究者に対し使用に関する説明を行い、執行後は学園が組織する内部監査委員による監査を毎年行っている。さらには科学研究費の説明会と合わせて研究倫理についての勉強会を毎年10月の教授会終了後、全教員に対して実施しており、コンプライアンス教育にも注力している。なお、教員の個人研究費、並びに共同研究費、教育改革研究費、地域志向教育研究費については、「高崎商科大学短期大学部教員研究費規程」並びに「高崎商科大学短期大学部共同研究費に関する内規」「高崎商科大学短期大学部教育改革研究費に関する内規」等に基づいて適正に管理している。また、新採用の教員に対しては「研究費ガイドライン」並びに「教員研究費使用にあたってのQ&A」を用いて個別に説明をすることで適正な執行を促している。

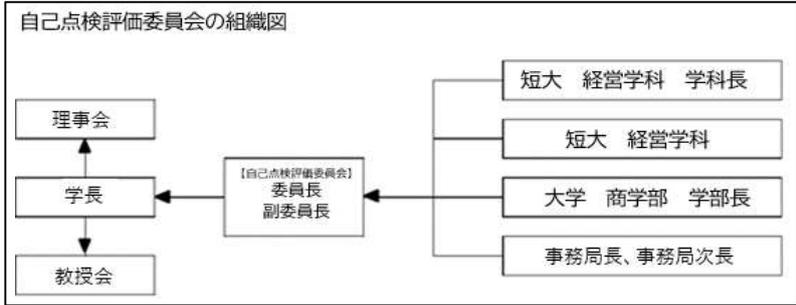
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和6(2024)年度における当該委員会の委員は、本学短期大学部の学科長と併設大学所属の教員5名及び事務局員5名の総勢10名から構成されている。委員長は大学の教授、副委員長を短大部学科長が務めている。役職者を配置することで、全体を見渡した自己点検・評価活動が可能となっている。

委員長	(商学部教授)	後藤 小百合
副委員長	短期大学部学科長 (短期大学部教授)	中村 雅典
委員	学部長 (商学部教授)、研究科長 (大学院教授) FD 推進委員長	竹上 健
委員	会計学科長 (商学部教授)	豊田 正明
委員	(商学部教授)	金澤 智
委員	事務局長	加島 勝一
委員	事務局次長	鈴木 洋文
委員	事務局総務課長補佐	内山 淳
委員	事務局社会連携課産学連携グループ主任	北村 杏子
委員	事務局教務課係員	進藤 彩絵

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
(令和7年5月1日現在)



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は、高崎商科大学短期大学部及び高崎商科大学合同の組織として業務を執行している。

自己点検・評価はアセスメントポリシーに基づき、学科、センター、委員会、事務局の各部門から自己点検評価についての結果を集約するとともに、自己点検評価委員会が全学的な教育方針、運営方針に基づき課題を指摘し、また課題に対する改善についての提言を行っている。大学運営の中心メンバーを委員に配置することにより、各センター、委員会に対してスムーズに提言を行える体制を構築している。自己点検・評価委員会から提言のあった改善点については、各センター、委員会、事務局部署にて長を中心に協議、検討が行われ、それぞれ次年度に向けて対応策がとられている。

また、自己点検の精度を高めるため、毎年度末には各センター長及び委員長に対し、当該組織の年度当初計画に対する自己点検・評価を行うよう指示を出しており、毎年度末に報告書の提出を求めている。

教員個人に対する自己点検については、毎年度末に当該年度の初めに策定した研究及び教育に関する年度目標に対し自己点検を行い「教員個人教育・研究活動報告書」及び、「アカデミック・ポートフォリオ」を作成し、年度報告書の提出を求めている。これら報告書を基に、自己点検・評価委員会において本報告書の作成を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

年月日	会議名等	議題、依頼事項等
2024年 4月23日	第1回 自己点検・評価 委員会	令和6（2024）年度大学及び短期大学部の「年間計画・目標」について審議。「自己点検評価報告書」の執筆担当者、原稿の締切り日を決定し、依頼することとした。アセスメント・チェックリストの担当者を決定した。
2024年 5月21日	第2回 自己点検・評価 委員会	「自己点検評価報告書」の作成状況について報告。アセスメント・チェックリストに基づき、「3つのポリシーの整合性」について評価・検証を行った。自己点検・評価委員会宛てに各委員会委員長やセンター長から提出された自己点検評価報告書をもとに評価・検証を行った。
2024年 6月18日	第3回 自己点検・評価 委員会	アセスメント・チェックリストに基づき、中退要因及び就職支援に関する評価・検証を実施。大学認証評価の受審について、準備状況が報告された。
2024年 7月16日	第4回 自己点検・評価 委員会	アセスメント・チェックリストに基づき、「DPの適切性」に関する評価・検証を実施。短大の「自己点検・評価報告書」作成状況や大学認証評価受審の準備状況、今後のスケジュールについて報告がされた。

2024年 9月18日	第5回 自己点検・評価 委員会	大学生7名、大学院生1名、計8名の学生を委員会に招き、意見聴取を実施した。短大生については、別日程で実施。授業や授業以外の学び、施設設備を含む学生生活全般についての様々な意見・要望が出された。その内容は、委員会教職員で情報共有し、検討した。
2024年 10月22日	第6回 自己点検・評価 委員会	アセスメント・チェックリストに基づき、下記の3点の項目について、点検・評価を行った。①成績評価・単位認定、②学生満足度、③選抜の適切性。また、大学認証評価の現地調査の終了や今後のスケジュールについて説明がされた。
2024年 11月19日	第7回 自己点検・評価 委員会	アセスメント・チェックリストに基づき、下記の3点の項目について、点検・評価を行った。①教職課程の自己点検評価、②授業アンケートによる学生評価、③APの適切性。
2025年 1月25日	第8回 自己点検・評価 委員会	アセスメント・チェックリストに基づき、「授業アンケートによる学生評価」、「AP運用の適切性」について担当者から説明がされ、検討した。また、大学認証評価について、「適合」の評価結果(案)を受領したことが報告された。
2025年 3月18日	第9回 自己点検・評価 委員会	アセスメント活動に関して、下記の7点の点検・評価が実施された。①CP運用の適切性、②DPの達成度、③シラバスの適切性、④教育環境の適切性、⑤授業アンケートによる学生評価、⑥成績評価・単位認定の適切性、⑦学生満足度。来年度に向けて、大学と短大の認証評価機関を統一するかどうかについて検討。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学が掲げる建学の精神は「自主・自立」であり、併設の高崎商科大学と同一の建学の精神を共有している。本学は明治 39（1906）年に佐藤夕子により設立された。当初は私立の裁縫女学校として、「女性の自主・自立」「婦徳の涵養」「良妻賢母」を教育の柱に掲げ、日露戦争後の新たな時代にふさわしい教育の確立を目指した。本学はこの歴史と伝統を踏まえ、高崎商科短期大学（現・短期大学部）として昭和 63（1988）年 4 月に開学され、佐藤夕子が掲げた教育の柱の精神を継承し、建学の精神を「自主・自立」と定めた。「自主」とは「他の保護を受けず、独立して事を行う」という意味であり、「自立」とは「他の従属から離れて、独り立ちする」という意味である。本学が掲げている建学の精神「自主・自立」とは、社会的に独り立ちし、自ら行動を起こせる人材を育成することを短期大学・大学の使命とし、また短期大学・大学自身も他に依存せず、自ら判断し、自ら未来を切り開く組織として発展を誓うものとして定められている。このように、建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学の建学の精神「自主・自立」は、教育基本法第二条の二「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」と呼応しており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。この規定を「商科大学」を学校名に掲げる教育機関として最も重視する教育の目標と位置づけ、短期大学としての教養教育、専門教育を展開することで地域における高等教育機関としての役割を果たしてきた。

建学の精神に基づいた「教育理念」、そして「教育目的・目標」については、本学ホームページ (<http://www.tuc.ac.jp>) において明示し、以下の機会や媒体を通じて広く学内外に周知している。全学会議や教授会等の会議、教員 FD 研修会等の研修会、入学式・学位記授与式の際の学長告辞、オープンキャンパスや保護者会、入学前教育、オリエンテーション時の説明会、企業向け・高校向けの説明会等の入学案内書・広報誌などの各種印刷物、学内売店において販売しているグッズ等。また、キャンパスの校舎内外のよく目につく場所にも建学の精神とともに教育理念を掲示し、教職員、学生、来訪者等への周知を図っている。学生に対する周知については、学生に配付する「Campus Guide」には建学の精神のページがあり、3つのポリシーとともに解説されている。さらに保護者に配布している「保護者のためのガイドブック」では、詳細に建学の精神「自主・自立」について記載しており、毎年更新・改善されている。このように建学の精神は適切な形で学内外に表明されている。

年度初めの年度運営方針の策定は建学の精神に立ち戻って行われ、内容においても建学の精神に言及している。特に 5 年に 1 度行われる中期計画の策定においては、毎度建学の精神に立ち戻り、その意味と現在の社会情勢を踏まえた Mission 及び Vision の再検討を行っている。その他にも周年事業などの節目節目においても建学の精神を確認し、社会情勢や

短大の状況に沿った表現とすることで建学の精神を活かすと共に、定期的に確認してきている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

短大を取り巻く環境は厳しさを一層増しており、常に本学の価値がどこにあるのかを自問自答していかねばならない。今後も引き続き地域の高等教育を担っていくためには、教育の質の向上を常に目指し、今以上に学生の付加価値を高めていくことが必要であると同時に、継続して取り組むべき課題でもあると考えている。そのためには、建学の精神である「自主・自立」を体現する教育とはどのようなものか、を繰り返し検討していくことが重要となる。

各センターや委員会、事務組織の各部署において、建学の精神及び教育理念を実現するための教育課程、学生対応、学生サービス、課外プログラム、教育環境整備、そして FD 及び SD 活動について更なる議論を行うことが必要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神及び教育理念に基づいた教育の実効性を担保するために年間目標の設定と自己評価を活用している。具体的には、年度初めに学長は建学の精神、教育理念に基づき「高崎商科大学短期大学部・年度運営方針」を提示し、その方針をブレイクダウンして教職員個人レベル、また学科や部局レベルの年間目標が設定され、自己評価の基準となる。このことで建学の精神及び教育理念が具体的な教育に反映されるようにしている。

学生に向けても、建学の精神、教育理念、3つのポリシーを一体として体系的に周知している。全学生の手にする「学生便覧」令和6(2024)年度版においても、自主・自立の建学の精神に立脚し「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念として、「広く深い教養と豊かな人間性を涵養し、実学重視の理念に基づき現代ビジネスに関する専門的な教育を施し、もって地域社会の文化と産業の創造的発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする」と明記しているが、この教育理念を踏まえ、「3つのポリシー」を明示している。

育成する人材像は建学の精神より落とし込まれたものであり、その育成する人材像を構成する能力が「学修成果」であり、レベル感を表現したものが「ディプロマ・ポリシー」である。これら「学修成果」を身に付けるための教育課程は「カリキュラム・ポリシー」によって組み立てられているため、建学の精神及び教育理念に基づいて着実に学科教育が行われてきているといえる。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

教育目的は本学学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、専門的高等教育を施し、もって文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と明記されており、建学の

精神に基づいた内容となっている。また、これを受け学則第 6 条には学科の目的が記載されている。「現代ビジネス学科は、教養教育と専門的基礎教育の教授研究により、実践的ビジネス実務能力を養い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」とあり、教養教育と専門教育を教授すること及び実学に基づいた教育を行うことにより、地域に有為な人材を輩出することが明記されており、この内容は建学の精神及び教育理念に基づき確立されている。

上記に示した学則第 1 条及び第 6 条については、本学ホームページの「情報公開」に掲載されていると同時に、学生に配付する「学生便覧」にも掲載されており、教育目的及び目標は広く学内外に表明している。

これらの教育目的・目標の達成状況については、GPA 制度、入学時と卒業時に行うアセスメントテスト、及び学修達成度アンケート調査の 3 点により把握・評価を行っている。主に知識やスキルの面については、授業科目の成績評価による GPA とアセスメントテストのリテラシー部分によって行い、姿勢やマインドセットの面については、アセスメントテストのコンピテンシー部分と学修達成度アンケート調査によって行っている。

そして、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、外部評価委員会による評価と「就業先からの卒業生評価アンケート」の 2 点によって定期的に点検を行っている。外部評価委員会は、外部の有識者 3 名と学園監事 2 名、本学教職員 4 名で構成されている。外部の有識者は、それぞれ教育課程、学校運営、地域社会に専門的な知見を持つ方に就任していただいております。本学の教育目的・目標はもとより、3 ポリシーや内部質保証、入学者選抜、アセスメント体制等について評価いただいております。「就業先からの卒業生評価アンケート」は就職先の上席から卒業生を評価いただくものであり、本学の人材養成が地域・社会の要請に込えているかについての生の声ともいえる。

このように本学が掲げる教育目的・目標は確立されており、その達成状況については、適切に把握・評価され、養成された人材についても定期的に点検が行われている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学修成果は、建学の精神である「自主・自立」を実現するため、そして社会において求められる人材となるためには、どのような能力やスキル、マインドセットが必要であるかを、本学現代ビジネス学科の分野を踏まえて議論した結果である。議論はカリキュラム検討委員会にて行い、建学の精神、教育目的、養成する人材像について、変化の激しい現代社会の情勢を踏まえて行われた。この結果を、教学マネジメントを担う大学協議会の議を経て、教授会にて承認を得ている。このように本学の学修成果は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき定められ、大学公式サイト「情報公開」ページに「短期大学部学修成果」として周知されている。

本学の学修成果に関する説明は、正課においてどのような学びを提供し、それによってどのような能力、スキル、マインドセットを身につけられることができるかについて記載された文章と、9 つの具体的なキーワードでまとめられている。9 つの学修成果は、主体

性、思考力、発信力、協働力、生涯学習力、グローバルな視野、創造的思考力、課題発見力・解決力、実践力である。

本学では9つのキーワードのうち実践力以外の8つは「ディプロマ・ポリシーに関連するジェネリックスキル」と位置づけており、すべての科目は8つのスキルのうち、いずれかを重点的に育成することが求められている。すべてのスキルが体系的にバランスよく育成されるようにそれぞれのスキルを担当する科目が配置され、シラバスや「スキル別科目担当表」に明記されている。

ジェネリックスキルやマインドセットに関しては、知識と異なり、四半期や半期での修得は難しく、長期の学修期間を要する。そのため、在学期間である2年間を通して醸成するスタイルを採っている。ジェネリックスキルやマインドセットは、直接授業内容と関係するものではなく、授業方法によって養成するものと位置付けている。つまり、授業科目では到達目標に記載される知識面での学修成果を、そして授業方法ではジェネリックスキルやマインドセット面での学修成果を得られるものとして構成している。なお、前者はカリキュラムマップにて、後者はスキル別科目担当表にて管理を行っている。

このように「学修成果」は、ブレイクダウンされ、それぞれの区分の科目にバランスよく落とし込まれており、カリキュラム全体を通して身につけられるよう体系的に構築されている。

毎年度FD推進委員会においてシラバスのチェックが行われるが、その際に学修成果のスキルとの整合性や表現の適切さも検討される。9つの学修成果そのものはカリキュラム検討委員会で検討され、スキル別科目担当表や関連するカリキュラムマップの体系性や適切さが検討される。2つの委員会での検討結果は大学協議会で協議され、建学の精神、教育理念、3つのポリシーの観点から検討されている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は、建学の精神を基盤とし、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を体系的に策定し、教育の一貫性を確保している。まず、建学の精神に基づき、卒業時に求められる資質・能力をディプロマ・ポリシーに定め、それを具現化するための教育課程をカリキュラム・ポリシーに具体化している。さらに、カリキュラム・ポリシーに適合する入学者を迎えるため、アドミッション・ポリシーを策定し、入学から卒業までの教育プロセスを統合的に整備している。この三方針の相互連携により、建学の精神を体現する教育環境を構築し、学生の成長を支える仕組みを確立している。

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を策定するにあたり、組織的な議論を重ね、慎重に検討を行っている。その中心的な役割を担うのが「カリキュラム検討委員会」であり、短期大学の教職員に加え、併設大学の教職員も構成メンバーとして参加している。さらに、特定の学問分野に偏ることなく、人文系、工学系、理系など多様な専門領域の教員を配置することで、幅広い視点から議論を展開できる仕組みを整えている。このような組織的な枠組みによって、教育方針の策定が多

角的な検討を経て行われ、三方針の相互連携と整合性を確保しながら、教育の質を継続的に向上させている。

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づく教育活動を推進するため、体系的な教育活動を実践している。ディプロマ・ポリシーで定められた資質・能力を確実に育成するため、各科目の役割を整理したカリキュラムマップを作成し、科目ごとの到達目標を明示している。また、ジェネリックスキルを策定し、それぞれの科目がどの能力の習得を支えるのかを明確に示すことで、学修の方向性を統一している。これらの指針はシラバスにも反映され、授業設計や学修支援を通じて、学生が体系的に学びを深められるようにしている。

本学では、三つの方針に基づく教育活動を推進するだけでなく、その理念と取組みを広く学内外に表明している。学内では、学生便覧や履修登録ガイダンス、カリキュラムマップやシラバス等を通じて方針を明示し、学生が自身の学修の方向性を理解できるようにしている。また、教職員向けには教授会、学科ミーティング、FD、SD 研修等で共有を図り、教育活動の質向上に努めている。学外に対しては、大学公式ウェブサイトや広報資料を通じて方針を公表するなど、教育理念の理解を促進している。このような取組みにより、本学の教育方針を広く共有し、社会との連携を深めながら質の高い教育を提供している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づく教育活動を推進するため、体系的な教育体制を整えている。各科目の役割を整理したカリキュラムマップを導入し、卒業時に求められる知識・技能の修得状況を明示するとともに、ジェネリックスキルの育成に関わる科目を示したスキル別科目担当表で授業を実施している。さらに、シラバス上にこれらの情報を記載することで、教育方針と授業の関連性を明確化し、学生が自身の学修の位置づけを理解できるよう工夫している。年度末の学生自己評価アセスメントの結果から、一定の教育効果が確認されているが、教育の質向上と学生自身の学修の成果を実感できるようにするには、個々の教職員がカリキュラムマップやスキル別科目担当表の役割をより深く理解し、継続的な改善のサイクルを意識した教育活動に取り組むことが重要である。そのため、FD・SD 活動を通じて教学マネジメントやカリキュラムマネジメントに関する研修機会を提供し、教育の質保証を支える仕組みを強化していくことが求められる。また、学生が三つの方針や卒業時に必要な知識・技能を十分に理解できるよう、ゼミ等の機会をより活用し卒業後の自身の姿を具体的にイメージさせる教育を展開している。そのうえで、主体的な学修の促進を目指していくことが求められる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、これまで積極的にアクティブラーニングを導入し、学生主体の学びを推進してきた。その更なる発展を目指し、従来の 90 分授業から 100 分授業へと移行した。特に令和 6（2024）年度は過渡期となったが、90 分授業を経験している 2 年生においても、大きな不満は見られず、円滑な導入が実現された。特に、授業時間の 10 分延長は決して単なる時間の増加ではなく、より深い議論や学修の定着を促進する効果があり、教育的な成果が高いことを実感している。

また、教育の柔軟性と学修の効率化を図るため、一部の科目に対してクォーター制度を導

入している。これにより、特定の科目では短期間で集中的な学修が可能となり、知識の定着や学修効果の向上が期待される。従来の Semester 制では約 4 か月かけて履修する科目を、クォーター制の対象科目では約 2 か月で修了するため、学修の密度が高まり、より深い理解が促進される。また、履修計画の柔軟性が向上し、学生が自身の興味や進路に応じた科目選択をしやすくなることで、主体的な学びを支援する環境が整えられる。特に、1 年次後期のセカンドクォーターから 1 年次の 3 月末までの約 4 か月間を留学期間として活用できるようにすることで、学生が海外での学びをより柔軟に計画できる環境を整えている。これにより、短期留学や交換留学の選択肢が広がり、国際的な視野を持った学びを促進することが可能となった。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

高等教育機関としての使命である社会貢献を果たすため、本学の教育理念に基づき、地域連携を図り人材育成を推進することを目的とし、平成 26 (2014) 年 4 月に「コミュニティ・パートナーシップ・センター (CPC)」として設置され、平成 28 (2018) 年 4 月には「地域連携センター」に名称を変更した。そして、平成 26 (2024) 年 4 月より「社会連携センター」と名称変更し、地域の大学として、地域社会やビジネス社会の持続的な発展に寄与することを目指し、本学の「研究教育活動」と「地域、企業、高校等の教育機関」を具体的につなげていくハブの役割を果たす機関を設置している。

社会連携センターでは、地域社会に向けた公開講座を開催し、パンフレットを作成するなどして積極的に広報活動を行っている。講座内容は、本学教員による商学・観光・語学・情報のほか、地域の専門家などによる近隣地域の歴史・自然や健康・医療・食などのテーマで公開講座の充実を図ってきた。令和 6 (2024) 年度は、26 回の講座を開催し、延べ 315 名の参加があった。この他にも年 1 回 8 月に、地域の児童・保護者を対象とした恒例の夏休み映画鑑賞会「商大シネマ」を実施してきたが、令和 2 (2020) 年度以降は「TUC SUMMER キッズラボ」に名称を変更し、地域小学生を対象として「学びと思い出づくりの場」を提供している。令和 6 (2024) 年度には、110 名程度の小学生の参加があった。

本学は、群馬県内西毛地域を中心に、自治体・企業との連携を広げ、教員・学生の教育・研究フィールドの拡充に取り組んでいる。令和元 (2019) 年度は、甘楽町と「包括的連携協定」、令和 3 (2021) 年度には、高崎ターミナルビル株式会社と「教育活動及び社会貢献活動に係る連携協定」の締結を行い、上信電鉄沿線の高崎市・甘楽町・富岡市・下仁田町の 4 つの自治体並びに 6 つの企業・団体と連携を結んだ。令和 4 (2022) 年度は、新たに群馬県信用保証協会と包括連携協定を締結し、教員・学生の教育・研究フィールドの拡充を行った。令和 6 (2024) 年度は、包括連携事業に位置付けた活動に短期大学部学生の関わりは 13 件、51 名であった。

地域ボランティア活動や国内外での課外活動をとおして地域社会から多様な学びの機会を得ている。令和 6 (2024) 年度ボランティアとして短期大学部学生は 15 件、78 名の地域

活動参加があった。また、併設の大学学生と共にアクティブラーニングの要素を取り入れた授業の展開や、企業との連携事業「3.5本の矢プロジェクト」を実施し、地域社会への貢献に取り組んでいる。

本学は、「地域連携委員会」「地域推進会議」を年1回開催し、地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。地域連携委員会は、本学における地域連携業務の円滑な遂行と改善を図るため、上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、地域団体を含め組織している。地域推進会議は、本学と包括連携協定を締結している地元自治体や企業等を中心に組織し、連携活動を円滑かつ効果的に推進すべく設置している。様々な角度から連携活動推進に向けた議論を展開するために2つの組織合同の会議を開催し、本学の地域・社会への貢献についての取組みに関して協議を行っている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

本学では、自治体・教育機関・地域団体との継続的な連携を通じ、学生の学びの機会を拡充してきた。また、民間企業や各種団体との協働を進めることで、実践的な教育・研究活動の場を広げている。しかし、更なる社会貢献を目指すためには、経済団体との連携を強化し、大学の教育・研究活動をより社会のニーズと結びつける必要がある。地域社会との持続的な連携を使命とし、今後もシーズとニーズのマッチングを促進しながら、実学教育重視の理念のもと専門的な教育・研究活動を推進していく。また、地域団体や住民との交流を充実させることで、大学への期待や地域からの要望を把握し、社会貢献の質を向上させることを目指していく。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

本学は、教育理念に基づき、地域連携・生涯学修・社会課題解決を通じた社会貢献を展開しており、実践的な教育を基軸に、地域社会や産業界との結びつきを強化している。公開講座をはじめとする生涯学修支援にも力を入れており、従来の講座に加え、VUCA時代の日本経済・経営をテーマにした内容を充実させている。また、リカレント教育の強化を通じ、社会人の学び直しを支援し、本学の「知」を社会へ還元している。また、地域ニーズに対応した講座運営を進めることで、生涯学修を志向する層の拡大を目指している。さらに、本学独自の企業連携プロジェクト「3.5本の矢プロジェクト」では、実社会で革新的な取組みを行う企業と連携し、学生の実践的な成長機会を提供している。アドビ株式会社、楽天株式会社、株式会社電通とともに始動したこのプロジェクトは、課題解決型学修（PBL）を通じ、学生が実際の企業課題に取り組む場を創出している。企業・自治体・附属高校との連携を広げながら、次世代のリーダー育成を推進している。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学では建学の精神や教育理念、教育目的を実現するために、令和 5 (2023) 年 6 月に「内部質保証の方針」を定めた。当該方針においては、まず本学でいう「内部質保証」とは「教育及び研究活動等の質や学生の学修成果、教育環境等を検証し、向上・改善を行っていくことにより、これらが適切な水準にあることを自ら保証していく継続的なプロセス」と定義している。次に、自己点検・評価の客観性及び妥当性、有効性を高めるため、自己点検・評価委員会による定期的な点検・評価を実施することや、有識者との意見交換の場として外部評価委員会会議を実施し、その結果を反映させた自己点検・評価結果は外部に公表し、社会的責任を果たす方針が示されている。

そのうえで、内部質保証の実質化を図り、本学における教育の適切性を担保するための組織体制を定めている。

内部質保証の責任は、大学協議会が担うことが「内部質保証の方針」にて明記されている。大学協議会は、全学的な方針を策定し、内部質保証の推進に関係する組織に対し支援及び助言を行い、関係組織の連携を図るなど、具体的に内部質保証の状況を把握する責務を有することが示され、本学における責任の所在が明確となっている。

また、ガバナンス機能の充実や透明性を確保する目的で、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部ガバナンス・コード」を令和 5 (2023) 年 3 月に策定した。これにより学校法人の運営については、理事会、評議員会の役割や理事、監事、評議員の責務が、教学マネジメントについては、学長、大学協議会、教授会の役割が明記され、組織の基盤強化が図られた。

内部質保証の具体的活動を推進するために、「高崎商科大学自己点検・評価規程」が定められている。当該規程第 2 条により「自己点検・評価委員会」が設置され、学長が委員長を指名することや、自己点検・評価項目の設定、実施計画の策定及び分析など点検・評価について定めている。

本学での自己点検・評価に関しては、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルなど全てのレベルにおいて自主的・自律的に実施されている。

教員、職員個人レベルにおいては、学長から各年度初めに示される年度運営方針や中期計画を踏まえて「個人目標達成計画書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」を作成し、提出している。年度途中においては、前期、後期それぞれ 1 回ずつ上長による面談が実施されており、実施計画書の進捗状況が把握されている。また、年度末には「個人目標達成自己評価書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」の自己評価箇所を記載し、提出している。

各科目レベルでは、「カリキュラムマップ」に基づいてディプロマ・ポリシーに関連付けた科目設定を行っている。また、「スキル別科目担当表」に基づいて、ディプロマ・ポリシーに関連するジェネリックスキルを意識したシラバスを科目担当者が作成し、授業が実施されている。半期終了の時点で学生による授業アンケートが実施され、その結果を各教員が確認し、自己評価につなげている。FD 推進委員会はこの結果を確認、検証し、必要に応じて教員に改善計画の提出を求めている。

学部・学科・研究科レベルでは、学生の学修成果を測定するため、ディプロマ・ポリシーに関連した能力に関するルーブリックによる自己評価が実施され、その結果は教授会で情報共有されている。また、アセスメントテストを実施し、学生のリテラシーレベル及びジェネリックスキルの修得状況を分析し、学修成果の可視化に努めている。その結果も教授会で

情報共有がなされている。

センター・委員会レベルでは、年度当初に各センター長・委員長・所長が「年間計画書」を作成し、年度末には「自己点検・評価報告書」を作成して、自己点検・評価委員会宛てに提出している。前年度からの改善点も含めて、アセスメント活動の実施状況が明記されている。それらに基づいて、自己点検・評価委員会では、各部署でのアセスメントポリシーに則ったアセスメント活動の実施状況や具体的実施内容を点検・評価し、3つのポリシーの整合性を検証している。

本学における内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメントポリシーに示す実施方針及びアセスメント・チェックリストに基づき、自己点検・評価委員会が年間を通じて総合的、計画的に実施している。各センター・委員会で実施しているアンケート調査のほか、センター・委員会を跨ぐ全学的データ分析はIR推進委員会で集約、分析が行われている。IR推進委員会によるDPの適切性に関する分析結果はカリキュラム検討委員会にフィードバックされた後、自己点検・評価委員会へ報告がなされている。

なお、全学レベルでは、自己点検・評価委員会が毎年「自己点検評価書」を作成し、学外に対する説明責任を果たすため、本学ホームページにおいて情報公開している。

本学では「高等学校教員対象説明会」「高大接続会議（附属高校）」のほか、高等学校における「総合的な探究の時間」の高大連携授業を通じて、高等学校からの意見聴取や意見交換を行っている。附属高校との「高大接続会議」では、高校側にとって、どのような科目に対してニーズがあるのか把握することができ、カリキュラム検討に活用している。

探究を通じた連携授業では、高校訪問などによる大学側からの一方的な告知や形骸化した会議体ではなく、高校側の本音が聞きやすい形での意見聴取に努めている。さらに本学学長は近隣高等学校（藤岡中央高校、熊谷商業高校）の評議員も務めている。同校の評議員は前学長も務めており、同校との信頼関係は厚く、高校現場の生きた声を聞くことができている。

また、自己点検・評価の結果や実施方法については、継続的、恒常的に改革・改善が行われている。特に令和4（2022）年度からは、「授業アンケート」や「学生生活・満足度に関するアンケート」に加えて、学生からの直接の意見聴取を自己点検・評価委員会で実施している。出された意見は自己点検・評価委員会で検討し、各担当部署への改善依頼やWi-Fi回線の改修工事など学内の具体的な施設設備の改修に反映されている。

さらに、外部の様々な意見を取り入れるため外部評価委員会が設置されている。外部評価委員会においては、外部の企業の方、教育に精通された方から本学の教育方針や教育の現状、今後の人材育成に関してなど幅広く意見を聴取している。中期計画の進捗状況や、年度運営方針を踏まえて、学科の教育研究活動について詳細な議論がなされている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

本学では、アセスメント（自己点検・評価）活動を具体的に実施するため、平成31（2019）年2月に「アセスメントポリシー」を制定した。当該「アセスメントポリシー」においては、各部署が行う個々の調査・分析などの活動に基づき、全学共通の尺度に則って評価・検証することを「アセスメントポリシー」と定義した。その後、令和3（2021）年3月に改訂

し、「本学で定める3つのポリシーが適切であるか、また本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているのかを多面的・総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的とした全学的な体制が整備された。

アセスメント活動の具体的な実施時期や実施方法は「アセスメント・チェックリスト」として明示している。委員会やセンターによって18項目の調査・分析が実施され、IR推進委員会が個々のデータの集約・報告を行う。自己点検・評価委員会は各アセスメントの支援・調整・承認・評価を行うなど、アセスメント活動のPDCAサイクルを回す中心的な役割を担っている。アセスメント・チェックリストに基づき、年間を通じて計画的・継続的な自己点検・評価活動が実施され、教育の質の向上に努めている。

学修成果の査定に関しては、2通りの手法により点検を行っている。1つ目は、履修規程や教務マニュアルに則った成績評価である。GPA制度の活用により全体的な学修成果の把握が可能となっている。2つ目は、外部によるアセスメントテストの導入である。学問の観点からは見えない、ジェネリックスキル等の学修成果やマインドセットの面についてはアセスメントテスト（PROGテスト）を入学時と卒業時に受検することによってその伸長を点検することとしている。

1つ目の学修成果の査定である成績評価については、毎年教務委員会より成績分布状況の調査が行われその結果がIR推進委員会にて報告される。教務委員会では、成績評価の偏りについて検討がなされ、見直しが行われている。2つ目の外部アセスメントテストに関しては、定期的にIR推進委員会によって外部テストの適切性について委員会内で検討が行われている。この議論の結果により、アセスメントテストの見直しが図られている。

授業については、学生による「授業アンケート」（前・後期各1回、非常勤講師を含む全教員対象）が実施され、その結果は授業科目別に担当者によるコメント付き「レーダーチャート」として学内に公開される。学生による自由記入の意見や要望には、個別に科目担当者が丁寧に回答するなど、授業の改善に活かしている。

学修成果については、定期試験を主たる評価手法として実施しGPAを算出している。現状の評価手法においては、特にフィールドワークやアウトキャンパススタディなどを含めた課外活動に対する学修成果の把握・評価には限界もあるように思われるため、ルーブリック評価を導入した。また、通常科目においても評価の一部としてルーブリック評価（プレゼンテーションやレポート課題等）を導入している。

なお、教員相互の「授業参観」も前・後期に各1回、各2週間の期間で実施し、各教員は最低2つ以上の授業参観と報告書の提出（非常勤講師も含む）が義務付けられており、互いに学び合う取組み実施している。これらの学び合いは、FD推進委員会や学内FD研修会においても参考とされ、組織的な授業改善に努めている。

さらに、学生たちに「検定資格」の取得を「TUCチャレンジ講座」として実施し、本学の教職員や外部講師による多彩な講座や資格取得につながる学びを提供している。開講する講座に関しては、インターンシップ先企業や就職先の企業からも意見を求め、要請に合わせ柔軟に対応している。

総じて、教育の在り方についていえば、全学的な自己点検・評価の活動は、PDCAサイクルの基礎データとなり、教育の質向上を担保するために機能している。

また、教授会や委員会等で適宜、短期大学設置基準等の関係法令の変更等について確認を行

っており、法令順守のもとに、建学の精神・教育理念に基づいた適正な履修体制の維持、授業の運営、学修評価に努めている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

内部質保証の担保に向け、自己点検・評価の仕組みが整備され、自己点検・評価委員会を中心に、各委員会・センターが定期的な評価・点検活動を行っている。また、教員個人レベルにおいても学長の年度方針に基づいた「個人目標達成計画書」を提出し、年度末には「個人目標達成自己評価書」を作成し、自己点検評価を実施するなど、組織的に実施している。

また、外部の有識者から本学の教育内容に関する意見聴取を行うと同時に、地域社会が求めている人材育成に関して情報共有を行っている。今後の課題として、これらの地域との連携活動をより体系的かつ継続的な内部質保証プロセスへと統合し、教育内容の改善における外部意見の活用を明確にする必要がある。特に高等学校側の教育的課題と、地域社会が求める人材像との接続を意図した情報整理や、フィードバックの具体的活用方針の構築などが、今後の内部質保証の実効性を高めるうえでの重要な課題となる。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

毎年外部アセスメントテスト（PROG）を実施し、ジェネリックスキルやコンピテンシーの結果と経験の相関性について分析し、学生の成長に資する項目はどのような経験か、またどのような経験が効果的な学修効果に結びつくのかを検討している。また、この分析結果に基づき、各組織や委員会に対し提言や情報共有を行い、内部質保証の制度の向上を図っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価受審は一般財団法人大学・短期大学基準協会により令和5(2023)年度に行っている。その際に提示した基準における各改善計画は概ね以下である。

- ① 建学の精神、教育理念の定期的な発信
- ② カリキュラムマップ、スキル別科目担当表の活用
- ③ 教育の質保証・改善のための外部連携

①については、通常の入学時オリエンテーション、履修ガイダンスでの周知に加え、入学前スクーリング、入学前交流会、そして、初年次教育科目「オートノミープログラム」においても周知徹底を行っている。より多くの接点を持つことで建学の精神や教育理念を学生自身が「自分事」として捉え、自身の学びや行動の指針として活用できるよう促している。②については、体系化された視覚資料を使い、入学時の履修ガイダンスで、初年次ゼミオリエンテーション、オートノミープログラムにて活用している。③については、地域社会のニーズに対しては外部評価委員会での意見聴取を通じて対応しており、入口にあたる高校とは、附属高校や近隣高校との意見交換、進路相談イベントなどを通じて継続的な対話を図っ

ている。これらの取組みにより、どのような力が求められているかを多角的に把握し、カリキュラムの見直しや学習支援体制の改善に反映させることが可能となっている。以上のとおり、改善計画の実施状況は順調である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神を基盤とした学科教育の更なる充実を図るため、これまで以上に教授会、教職員合同の全学会議、保護者懇談会などのステークホルダーとの接点を活用し、「建学の精神」及び「教育理念」を定期的に周知し、学内外の理解を深めていく。これにより、関係者が本学の「じぶんをつくる場所」というタグラインを策定し、教育活動との結びつきを強化することを目指す。

また、学修効果を高めるため、教職員が改善のサイクルを意識しながら教育活動に取り組めるよう、「カリキュラムマップ」や「スキル別科目担当表」などのツールの活用を促進する。これらのツールの理解を深めるため、FD・SD活動を活発化させ、教学マネジメントやカリキュラムマネジメントに関する研修機会を定期的に提供する。さらに、学生自身が学びの構造や学修効果をより実感できるよう、ゼミ等の時間を活用し、卒業後の自身の姿を具体的にイメージさせる機会を設けることで、主体的な学びを促進する。

最後に、本学の内部質保証を強化するため、地域の高等学校やその関係者、地域の産業界や社会との連携を深め、外部の意見を積極的に取り入れる。特に高等学校との連携は重要であり、双方にとってメリットのある形で協力関係を構築できるよう、共同研究の推進や高等学校向けの説明会の定期開催など、具体的な提案を行っていく。これらの取組みを通じて教育の質保証と改善を継続的に進めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]**

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示し、それぞれの学修成果と対応付けることで、教育の一貫性を確保している。ディプロマ・ポリシーで定めた卒業時に求められる資質・能力を達成するため、カリキュラムマップを作成し、各科目がどの学修成果に寄与するかを明示している。これにより、学生が自身の学びの到達目標を把握しやすくなり、計画的な履修が可能となる。また、成績評価の基準を明確化し、各科目の到達目標と評価方法をシラバスに記載することで、学生が自身の学修成果を把握しやすい環境を整えている。

本学では、ディプロマ・ポリシーが社会的に通用するものとなるよう、定期的な点検・評価活動を実施している。高崎商科大学外部評価規定に基づき、大学の運営に関して広く高い見識を持つ関係者から、人材育成に関する幅広い意見聴取を行い、社会が求める能力やスキルが適切に反映されているかを検証し、社会的な要請に応じた形で改善し続けている。また、カリキュラム検討委員会を中心に、ディプロマ・ポリシーの妥当性と適合性について定期的な検証を行い、教育課程の整合性確保に努めている。

また、その評価結果は自己点検評価委員会に提出され、建学の精神や教育理念、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、カリキュラムの整合性、本学の教育活動と照らし合わせながら審議される。この審議を通じ、年度ごとの小規模な修正を行うとともに、数年ごとのカリキュラム改定に反映し、教育の質向上を図っている。こうした継続的な検証・改善プロセスにより、卒業生が実社会で求められる能力を確実に身につけられるよう、教育内容の適正化を図り、社会の変化に対応した教育を提供している。

進級判定の基準として2年次進級の条件をGPA1.0以上と定めている。この基準により、一定の学修成果を保証し、学修の継続性を確保している。ただし、学修意欲が確認され、次年度の学修計画が適切に示された場合には、個々の状況を考慮した対応が可能である。この柔軟な運用により、単なる数値基準だけでは判断できない学生の学びの姿勢を考慮し、学修環境の継続的な提供を支援している。進級基準とその適用については、学生に対し適切に周知し、進級に関する理解を促進するとともに、学修計画の立案を支援している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応したものであり、以下のとおりである。

高崎商科大学短期大学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を学生が身に付けるため、以下の方針に基づき教育課程の編成および教育の実施を行います。

【教育課程の編成】

I. 基礎教育科目

1. ものごとを自分事として捉え、自ら考え行動する力を身につけるため、全学年においてゼミナール形式の科目を置く。また初年次教育の一環として「オートノミー」の区分を設け、自律・自主性の意識づけを行う。
2. 複雑で多様な社会・文化・価値観の違いを理解し、他者への気づかいはできるようになるため、基礎教育科目において「ホスピタリティ・コミュニティ」の区分を設ける。
3. 柔軟で自由な発想につながる広い視野を養い、積極的に探究・挑戦し続ける姿勢を身につけるため、「リベラルアーツ」の区分を設ける。
4. 社会人に求められる基礎的なスキルを身につけるため、「ビジネス」の区分を設ける。ビジネス社会において、いかなる業務にも共通するリテラシーとしての 3 言語を身につけるため、「ビジネス」の区分の下に「会計」「情報」「外国語」の小区分を配置し、関連する科目を置く。またキャリア教育として、他と協働する姿勢と、自身の生涯を見据えて学びを構築していく意識を要請するため、「ビジネス」の区分の下に「キャリア」の小区分を配置する。

II. 専門教育科目

1. 現代ビジネス学科として、時代に即し、業界を問わず活躍できる人材を育成するため、ビジネスに共通する基礎的知識とスキルを扱う「共通専門科目」の区分を設け、ビジネス教育、倫理教育、社会での実体験に関する科目を置く。
2. 専門知識を身につけ、実践力を養うため、「コア科目群」を設け、その下に「経営」「情報デザイン」「グローバルコミュニケーション」のフィールドを配置する。各フィールドの学びを体系的に行うため、フィールドにおける必修科目を置く。
3. 実社会において即戦力として活躍出来る人材を育成するため、また自らの進路選択に資する業界知識を身につけるため、「キャリアサプリメント」の区分を設ける。
4. 地域社会や企業が抱える課題を発見・解決でき、専門的な学びをより深めるため、専門教育科目に「プロジェクトトライ」の区分を設け、専門的知識を実践する科目を置く。
5. 本学で得た学びを総括し、深化させるため、専門教育科目に「卒業研究」の区分を設ける。

【教育課程の実施】

1. 小集団での協働の学びや活発なコミュニケーションを授業に取り込むことで、学生が主体的に学ぶ授業を展開する。
2. 理論と実践を繰り返す、小刻みなサイクルを取り入れることで、学修の成果の向上を図る。
3. ルーブリック評価や、適切なフィードバックを通じて評価結果を教員と学生で共有することで、学びを改善・充実させる。
4. 専門的知識やスキルにおける成果は成績・GPA で、ジェネリックスキルや姿勢・マインド等は、アセスメントテスト等により把握・評価する。また、学修支援システムやポートフォリオ等による学修履歴の記録、計画、振り返り、自己評価を行い、学修の過程を可視化する。

ホームページ上において記載のとおり「短期大学部学修成果」に対応させた授業科目を編成している。また、学生便覧においては、カリキュラムマップ、スキル別科目担当表を掲載している。さらに、単位の実質化を図るために、卒業の要件として取得すべき単位数について、各学期 20 単位（累積 GPA2.6 以上の学生は申請により各期 2 単位の追加履修が可能）を上限としている。成績評価は以下のとおり区分している。

評価点	成績評価	GP 値	認定種別
80～100 点	A	4 (90～100 点)	合格
		3 (80～89 点)	
70～79 点	B	2	
60～69 点	C	1	
60 点未満	D	0	不合格
評価不能	K	0	

また、シラバスでは授業科目ごとに配当年次、開講時期、単位数、必修・選択の区分、担当教員、添付ファイル資料、授業のねらい（概要）、授業計画、予習内容・時間及び復習内容と時間、授業を通して身につけることが出来る能力（DP）、到達目標、課題や小テスト等のフィードバックの方法、履修上の注意、成績評価の方法・基準、教科書、参考書・教材、備考の他、教員との連絡方法を明記し、学生の履修決定及びその後の学修に役立つ情報提供機能を果たしている。特に、授業のねらい（概要）項目では、本学が積極的に推進している学生の主体的学び（アクティブラーニング）などを、当該科目が行っている場合は調査項目において PBL、フィールドワーク、グループワーク、グループディスカッション及びディベート、プレゼンテーション、反転授業などを明記出来るようにしている。

教育課程の見直しは、学長により選出されたカリキュラム検討委員会を中心に定期的な点検及び検討を実施している。さらに、日々の教育活動や学生指導から気づいたカリキュラムの課題などは、教務委員会においても共有され、随時教務委員会で検討、対応策などを考えて、カリキュラム検討委員会や関連委員会、学科ミーティングへの提言を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

新たな教育課程は、ますます複雑で多様になる社会・文化・価値観の違いを理解し、社会事象を自分事として捉え自主的に行動する力を身につけることを目標としている。また、今後の予測困難な未来において、地域及び実社会が直面する課題を積極的に探究・挑戦できる姿勢を身につけることなどを趣旨としている。さらに個人主義の強まる現代において、他者と自身を顧み尊重し合える人間関係を構築できる「ホスピタリティ精神」を醸成し、現代ビジネスにおける基礎的な知識としての「ビジネスの3言語」である簿記・会計、デジタルリテラシー、英語なども身につけることを目指している。

上記のことを主眼に置いた現在の教育課程では、まずは広く深い教養を身につけさせることが重要である。そのため基礎教育科目群を設け、学生自身の主体性や自律性を養うための「オートノミー」区分では、「オートノミープログラム」、また短大生としての学生生活や学修に必須なスキル、短大生としての生活全般、図書館での本やデータの検索方法、グループディスカッション、プレゼンテーションの仕方、レポートや論文を書くための実践的な技術を学ぶため「スタディスキルゼミⅠ」、「スタディスキルゼミⅡ」を提供し、さらに学生自身の研究テーマを定めていく「専門ゼミナール」への準備としての「プレゼミナール」の4科目を必修3単位として設置している。

また「ホスピタリティ・コミュニティ」区分では、「ホスピタリティ論」、「ダイバーシティ」、「日本の歴史と文化」、「世界の歴史と文化」、「民族と宗教」、「心理学」の6科目を配置し、ホスピタリティ精神の醸成と多様性社会への理解を促進している。

「リベラルアーツ」区分においては、10科目を配置しており「経済学」、「社会学」、「政治学」、「哲学」、「法学基礎」、「自然科学基礎」などのリベラルアーツ科目の他、「ミュージックカルチャー」、「アート表現」、「フィジカルサイエンス」、「フィジカルアクティビティ」科目など、学生の人生を豊かにし心身共に育成するための芸術、保健、スポーツなども学ぶことが出来る。

さらに「ビジネス」区分において、「会計」、「情報」、「外国語」、「キャリア」の4区分に分類し、「会計」区分では必修科目の「商業簿記Ⅰ」、「ライフマネープラン」の他、選択科目として「商業簿記Ⅱ」を配置している。「情報」区分においては、「情報リテラシー」、「ビジネスソフト活用」、「データリテラシー」の3科目全てを必修としてDX時代に対応している。また「外国語」の区分では、「基礎英語Ⅰ」と「基礎英語Ⅱ」を選択必修として履修し、その他、「韓国語」「中国語」「フランス語」「スペイン語」の5か国語の授業を提供し、ますます進展するグローバル化社会とそれに対応できる人材育成を目指したものとなっている。

「キャリア」区分では、「ビジネスマナーとビジネス文書」、「プレゼンテーション」、「チームビルディング」、「コーチング」、その他必修科目として「社会人基礎力演習」、「キャリアデザイン」を配置、実社会に出てからのビジネスマナーをはじめ対人関係スキル、コミュニケーション力を育成し、学生自身のキャリア形成を確実に進めることが出来るものとなっている。

「専門教育科目」では、第1に「共通専門科目」の区分を設け、「ビジネス基礎」、「ビジネスコンプライアンス」、「インターンシップ1」の必修3科目の他、関連する4科目を提供している。

第2に「コア科目群」があるが、学生の学修ニーズの多様性に対応するため、また卒業後の職業ニーズに対応するためにも3フィールド（経営フィールド、情報デザインフィールド、グローバルコミュニケーションフィールド）から選択をすることが出来るようにカリキュラムデザインをしている。

そのうち、経営フィールドにおいては、経営学の基礎から応用まで幅広く学修し、将来の企業人としての学びを身につけるため、「経営戦略」、「マーケティング」の2科目を必修科目とし、経営学を土台とした両科目では、企業活動や組織の基礎や概念、知識から具体的な事例などを含めて学んだり、課外プロジェクトと連携したりして経営活動を実践し学修出来

るようになっている。また、他 11 科目を選択科目としている。

情報デザインフィールドにおいては、「プログラミング基礎」、「データベース分析」、「ビジネスデータ分析」の 3 科目を配置し、数理及びデータ分析の基礎を学びアンケートデータや企業情報などをテキストマイニングなどの手法により、課題解決能力を養うようにしている。その他 10 科目を選択科目としている。

グローバルコミュニケーションフィールドにおいては、「Business English I」及び「国際ビジネス」の 2 科目を必修科目として全員が履修し、現代の国際ビジネス現場で使用できる英会話をはじめ、グローバル化にふさわしく共生社会を目指す人財として異文化理解、国際マナーなどについても学修する。また、他にも 11 科目の選択科目により、グローバル視点を持って多文化共生社会し、それらを活かして国際ビジネス現場で活躍できるように必要な科目が配置されている。

さらに「キャリアサプリメント」の区分では、職業教育などの実務や演習を含め、「ホテル」、「ブライダル」などの業界毎の基礎知識から応用知識まで、それぞれの資格検定試験などの学びを提供している。

「医療」区分では、「医療事務概論」、「医療事務演習」、「レセプト演習」、「ドクターワーク概論」、「医療経営」など医療事務の基礎知識から演習、資格検定対策、さらに病院やクリニックでの医師のサポート、医療マネジメントまでの応用を学ぶことが出来る。

「プロジェクトトライ」の区分では、学生の学びを知識だけでなく様々な企業、自治体現場や海外留学、研修プログラムなどでの実体験をし、チャレンジする機会を提供するために「プロジェクトトライ」を配置している。さらに、本学短大の旧現代ビジネス学科、ホテル・ブライダルコースのゼミ課外活動という位置づけであった「模擬ブライダル」を単位化し、「模擬ブライダルプロジェクト」として新たな学修テーマを導入して活動している。

「卒業研究」は、「専門ゼミナール」（必修 2 単位）と「卒業論文ゼミナール」（必修 2 単位）に分類されている。「専門ゼミナール」では、2 年次前半、全ての学生が卒業論文の書き方（研究テーマの設定、調査研究方法、リサーチクエスチョン、論文書式や書き方のルール、引用、参考文献・メディア情報など）を学び、各自のゼミナールでの専門に即した研究テーマで卒業論文を書く準備を学び、各専門ゼミ教員がその指導にあっている。2 年次後期では、前期に「専門ゼミナール」でテーマ設定した内容での調査研究、文献やフィールド、アンケート調査などを基にして卒業論文執筆を行う。また、各ゼミナールでの優秀な学生代表者を決めて、毎年 2 年生全員及び 1 年生希望者、教職員なども招き卒業論文発表会を実施し、学生達の学修成果発表の場としてモチベーション向上につながっている。

以上が本学での現行教育課程での配当科目の概要であるが、それらの教養教育の効果測定・評価については、「高崎商科大学短期大学部履修規程」第 11 条（成績評価と単位認定）、「成績評価の方法は、試験、論文、レポート、課題等により評価するものとし、その方法は各授業科目担当者が定めるものとする。」に基づき、各教員が適正に行っている。また、それらの適正な成績評価の一環として、学生からの成績問い合わせ制度を設け、科目担当者から個別回答を行い、明確かつ公正な成績評価を担保している。

加えて、令和 4 年（2022）度に導入したポートフォリオを活用し、学生は A-portal にある「自己評価（ポートフォリオ）」において、学年ごとに学生自身が履修した科目について、活動記録、自分自身の学修評価や DP 達成度、学修計画と振り返りなどを行い、成長度合い

を専用サイトの学生専用の領域にファイリングすることが出来るように可視化した。このポートフォリオのシステムにより、学生だけでなく教職員全体で、当該学生の学修状況を的確に把握し、学修指導やゼミ指導教員によるよりきめ細かいサポートが可能となった。さらに、IR 推進委員会による教育効果の全学的なデータ分析及び自己点検評価委員会においての評価を実施し、分析結果を各関連委員会などに共有している。それらの分析データをもとに各委員会での課題を検討し、教育効果測定の見直しや改善を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、令和 6 (2024) 年度より、大学、短期大学部の就職委員会を合併し、キャリアサポートセンターとなった。従来の教職員が一体となった学生支援に加えて、大学と短期大学部の支援事業を共同で実施できるようになったことで、事務効率と学生支援の両面で質の向上を実現できている。キャリアサポートセンターでは、会議を毎月 1 回開催し、前月末までの就職内定状況等を情報共有したうえで、学生に対する就職指導・支援全般について検討、評価を行っている。

キャリアサポートセンターには専任職員が 4 名所属しており、スタッフ全員が就職活動該当学生一人ひとりの顔と名前を覚え、コミュニケーションを図ることにより、キャリアサポートセンターに親しみを持ち利用しやすくさせ、個々の学生のニーズに対応した就職支援を行うよう努めている。そして、卒業対象学年全員を対象とした個人面談も実施しており、学生の就職活動状況及び志望業界、志望職種、志望地域などの把握に注力している。

また、キャリアサポートセンターでは学生用パソコン・プリンターを配置し、インターネットによる企業の求人情報を検索できる環境を整えている。求人などの就職情報は、学内掲示板、学内ポータルサイト及び求人情報管理システム (TUC キャリア) 等を活用してリアルタイムに全学生へ周知している。さらに、卒業生の就職活動報告書、就職関連図書 (貸出し可能)、就職情報誌などを配備し、学生が自由に閲覧できるようにしている。

就職支援、編入支援などの進路支援に直接関係する授業科目としては、「社会人基礎力演習」、「キャリアデザイン」、「プレゼミナール」、「専門ゼミナール」、「卒論ゼミナール」、「インターンシップ 1」、「インターンシップ 2」、「認定産官学連携プロジェクト」、「認定海外研修 1」、「認定海外研修 2」、「認定海外研修 3」、「認定海外研修 4」を配置している。なかでも、インターンシップは、学科・専攻課程の専門教育として修得した知識や学びを実際の職業現場での実践に活かす機会となっている。実践の現場を経験することを職業教育に含む本学の支援の仕組みにより、学生が自らのキャリアを具体的に描くことができ、就職活動時における職業への接続を円滑にしている。

また、ゼミ担当教員とキャリアサポートセンターとの連携により、学生一人ひとりの就職状況を教員と職員の双方で把握するため個別面談での相談や指導を実施している。また、必要に応じキャリアカウンセラーの教員や職員が各コースやゼミを越え横断的に指導を行える環境を整えている。さらに、毎月 1 回の学科ミーティングを通じ、各ゼミの就職状況や進路状況の情報共有を図り、教員全体で学生個々の把握に努め、一人ひとりを大切にした支援

を行っている。

授業以外に行う支援としては、キャリアサポートセンター主催の各種講座等がある。具体的には、「就活準備講座（業界研究・自己分析・応募書類作成、グループディスカッション対策、グループ面接対策）」、「インターンシップ準備講座」「企業説明会」等がある。これらの講座等は、学生の状況に合わせて適宜キャリアサポートセンターにより企画されるものである。1年次を対象としたものには、前期は夏季休業中におけるインターンシップ参加準備、後期は実際の就職活動に向けた業界・企業研究、自己分析、応募書類の書き方、各試験対策等がある。これ以外にも、応募書類の添削、面接練習、個別相談対応などを実施している。これらの支援は、2年次以降も継続して、進路選択、内定獲得、進路決定、それぞれの場面に応じて実施している。

これら講座等の効果の測定、評価は、上述のとおり毎月開催されるキャリアサポートセンター会議において行われている。具体的には、前年同月比等の定量的データ（学科全体及びコースごとの就職内定率、就職支援実績等）を分析することに加え、学生個々の活動動向等の定性的情報についても共有されている。これにより、支援の在り方を検証し、次月以降の支援に反映させるかたちで適宜改善している。また、この分析結果は、毎月の教授会で報告されている。卒業生には「卒業時キャリアアンケート」を依頼し、就職活動の振り返り、支援の在り方への意見、要望を収集し、次年度に実施する支援内容等の検討に活かしている。このほか、進学支援については、キャリアサポートセンターから学内ポータルサイトを通じ、1年次前期より編入に関する情報提供や面接練習等を行っている。さらに、進路選択の1つとして海外での進学を目指す学生向けに、「海外研修プレゼミナール」という科目を設け、ゼミ形式で各自の目指す進路（正規留学、語学留学、ワーキングホリデー等）に向けた支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成30（2018）年に注目された大学就学適齢人口の減少は、その後の少子化の進行により、地方大学における学生確保や地域人材の育成に深刻な影響を及ぼしている。さらに、グローバル化の加速、超高齢社会の進行、ICTスキルの高度化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に伴う経済・社会構造の急激な変化など、現代社会は多層的かつ急速に変容しており、教育課程に求められる役割も大きく変わりつつある。こうした社会の変化に的確に応答するための教育課程の再設計は、今まさに向き合うべき重要なテーマである。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

自主・自立の建学の精神に則り、本学の学生達に豊富な社会経験を持たせるため、1年次必修の「インターンシップ1」や「海外研修1～4」など、学生のニーズと多様性に対応するため各種のプロジェクト参加型の課外学修の機会を提供している。その他にも、地域ボランティア活動や国内外での課外活動の「認定産官学連携プロジェクト」などを選択科目として配置した。

その結果、アクティブラーニングの要素を取り入れた授業の展開や、地域のフィールドを学びの場として活用したフィールド教育の充実等、学生自身が更なる付加価値を身につけ

られる仕組みやプログラムに発展し、地域に根付いた教育内容の充実を図ることができている。

一例として「県民 Sweets」や「エモグルメ」など群馬県内の企業と連携し、商品のプロモーション活動などを行い、プロジェクトの最終では高崎駅構内イーサイト高崎で販売を行っている。これらの学外活動から学生達は机上で学んだ経営戦略やマーケティング理論が、現実社会でどのようにつながり地域活性化に役立つのかなど実体験し、最後に活発なりフレクション（振り返り）を行い、学びの定着を図っている。

さらに平成 29（2017）年度からは、国内だけでなく海外でのフィールドワークやインターンシップを促進するため、グローバル社会でのフィールド教育の強化として、ベトナムでのインターンシップ、台湾ショートステイ、TAFE 英語研修、オンラインでのハワイ大学との交流などの国際的な活動プログラム（IPPO プロジェクト）を展開している。

さらに、本学独自で行ってきた世界遺産富岡製糸場国宝西置繭所での「模擬ブライダル」などは、ここ数年様々な社会情勢や新たなチャレンジを研究テーマとして組み入れ実施してきている。例えば、令和 2（2020）年度、新型コロナウイルスが感染拡大していた中、感染予防を十分に行い遠方の家族、親戚、基礎疾患を持つ高齢者であっても、ブライダルに参列可能とする非接触型レセプションをテーマに、遠隔操作可能な OriHime ロボット導入の試みを実施した。また、令和 3（2021）年度には SDGs を考慮し、環境にやさしい紙媒体を削減したペーパーレス、「エコ・ブライダル」や AR（拡張現実）技術活用した「模擬ブライダル」を行い、その実用性などを地元ブライダル企業などにフィードバックし連携している。さらに令和 4（2022）年度の「模擬ブライダル」では、ウクライナ留学生を新婦役や友人役に立てて、異文化交流を行いながら国際結婚式を設定した。令和 5（2023）年度には身体障がい者（本学大学生で車椅子ユーザー）を新婦役として、ユニバーサルデザインによる「模擬ブライダル」を実施した。2021 年の東京オリンピック・パラリンピック後、障がい者でもイベント参加できる社会を目指す時代に即応したテーマに取り組んでいる。また、令和 6（2024）年度には、ユニバーサルウエディングの第 2 弾として、聴覚障がい者（本学大学生で人工内耳装着者）が新郎役として参加している。多様性とホスピタリティを経営やマーケティング、顧客（カスタマー）視点から学ぶ機会となっている。さらに、今年開催用であるデフリンピックなどを見越して、これからの共生社会を目指すための最新調査・研究を学生の学修に取り込んでいる。

他にも大学短大連携で行う国内有数のアウトレットモール「軽井沢・プリンスショッピングプラザ見学・フィールドワーク調査」などでは、短大科目「プレゼミナール」や大学科目「課題研究Ⅱ」の学生達が、商業施設の運営やマーケティング、ブランディング戦略、施設の管理運営などについて学ぶため、活発に学外へ出て実社会とのつながりの中で学修する機会を提供している。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。〕

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、学修成果を明確に定義し、教育の質保証を図るため、具体性・獲得可能性・測定可能性の3つの観点から体系的に整理している。

学修成果の具体性として、学生が卒業時に身につけるべき知識・技能・姿勢を明確に示し、教育課程の各科目と対応付けられている。具体的には、カリキュラムマップを活用し、各科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に寄与するかを明示することで、学修の目的を明確化している。また、スキル別科目担当表を導入し、思考力・判断力・主体性などのジェネリックスキルの育成を体系的に支援することで、学修成果の具体性を確保している。

一定期間内で取得できる可能性に関しては、学生が履修する教育課程の中で、段階的に習得できるよう設計されている。100分授業の導入により、授業時間を拡充し、深い理解や討論の時間を確保することで、知識の定着を促進している。また、一部の科目にクォーター制度を導入し、短期間での集中的な学修を可能にすることで、学修効率を高めている。さらに、ゼミ活動や演習科目を活用し、理論と実践を結びつけた学びを提供することで、短期間でも実践的な知識やスキルを習得できる環境を整えている。これらの仕組みにより、学修の密度を高め、知識の定着を促進しながら、計画的な学修を可能にしており、学修修果が一定期間内で獲得可能となるよう支援している。

測定可能性に関しては、学修修果の達成度を適切に評価するため、成績評価の基準を明確化し、各科目の到達目標と評価方法をシラバスに記載している。また、「達成度自己評価システム」を導入し、学修成果の達成度を学生自身が確認できる仕組みを整えている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、学修成果の獲得状況を適切に評価するため、教育課程の整備と評価基準の明確化を図っている。

各授業科目の学修成果は、学科の学修成果と整合性を持つよう設計され、シラバスに関連するディプロマ・ポリシーが明記されている。特に、カリキュラムマップを活用し、各科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に寄与するかを明示することで、学修の目的を明確化している。また、スキル別科目担当表を導入し、思考力・判断力・主体性などのジェネリックスキルの育成を体系的に支援することで、学修成果の具体性を確保している。

各科目の成績評価基準を明確化し、シラバスに記載することで、公平かつ透明な評価を実施している。教員は、授業の到達目標に基づき、試験・レポート・プレゼンテーションなどの評価手法を適用し、学生の学修成果を適切に測定している。また、ルーブリック評価を活用することで、学修成果の達成度を客観的に判断し、学生が自身の学修進捗を把握しやすい環境を整えている。

成績評価の適正性を確保するため、教務委員会を中心に教員の評価状況を定期的に点検している。具体的には、成績分布の分析や学生アンケートを活用し、評価の公平性や妥当性の検証を行い、その結果を自己点検評価委員会に提出している。こうした継続的な点検・改善プロセスにより、学修成果の評価が適切に行われる体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

教務委員会を中心に、GPAの分布や単位修得率、資格取得状況などの量的データを継続的に集計・分析している。これにより、教育内容や成績評価基準の適正化、カリキュラム改善へのフィードバックを行うとともに、各部署に対し必要に応じて提言を行っている。また、学修成果の可視化を目的に、ディプロマ・ポリシーとの整合を重視したルーブリック評価を実施しており、学生は各自の到達度について自己評価を行っている。令和4(2022)年度に導入されたポートフォリオ制度により、学生は科目別到達度・DP達成度・振り返り等を入力し、自己の成長状況をいつでも確認できる環境が整備されている。この情報は教職員間で共有され、教育指導の個別最適化にも活用されている。

令和6(2024)年度には、DPルーブリックとGPS-Aの関連性について分析を行うための検討と実施計画の策定を行った。これにより、学生の汎用的能力の主観的成長実感と、客観的評価結果との相関を今後明らかにしていくための分析基盤が整備された。また、100人以上の大規模授業と30人未満の少人数授業における学修満足度・成果についても比較分析を行い、少人数教育が学生の主観的満足度に与える一定の効果が確認された。学生アセスメントテスト(PROG及びGPS-A)については、外部機関による分析結果をもとに、IR推進委員会が各センター・委員会・担当教員とデータを共有し、関連性のある教育活動や科目内容との照合を行っている。また、成長度(プレ・ポスト比較)やスキル・態度面の相関分析のための検討も進められており、教育支援の観点からの活用が期待されている。学生アンケート結果についても、満足度・履修行動・GPA・入試区分・出身校種別などと組み合わせた統合的分析を行い、どの要素が学修成果の向上や中退防止に寄与するかについて検証を進めた。特に中退率と入試選抜方式との関係分析や、学生のポートフォリオ記述の質的变化から、成長を可視化する補完的指標としての有効性も検討された。さらに、卒業年次の学生に対しては、就職委員会が卒業アンケートを実施し、2年間の学びを総括的に振り返る機会を提供している。その結果は教職員と共有され、次年度以降の教育課程改善や初年次教育強化に活用されている。

このように、量的・質的両面からの学修成果の可視化と、関係組織へのフィードバック体制が整備されており、本学の教育の質保証活動の一環として、アセスメントの継続的改善と定着が図られている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、学修成果の可視化と情報公開の重要性を踏まえ、GPA分布、単位修得率、資格取得実績、就職内定率などの主要な量的指標を、大学公式Webサイトの「情報公開」ページ(<https://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/>)等にて対外的に公開している。これらは、教育活動の成果を社会に対して説明可能な形で提示し、透明性のある教育運営の基盤となっている。

令和 6 (2024) 年度は、卒業年次の学生を対象に実施した「キャリアアンケート」の結果（進路満足度、キャリア支援の評価、進路決定時期、就職先分類等）を大学ホームページに掲載したほか、「ディプロマ・ポリシーに関連した能力に関するルーブリック調査」（DP ルーブリック）の結果も公表した。同調査では、入学時と卒業時の自己評価の差を項目別に集計・可視化し、学生の成長の度合いが明確に示されている。学内においては、IR 推進委員会が中心となり、これらの成果を分析・整理し、GPS-A の活用に向けた検討課題を学内の関連委員会へ文書で共有した。また、学生が自らの学修成果を随時確認できるようポートフォリオや GPA 表示機能の整備、ルーブリック結果のフィードバック体制についても検討が進められた。

今後は、自由記述や振り返り記録などの質的データについて分析結果の対外的な発信を視野に検討を進め、教育成果の一層の可視化と説明責任の強化を図っていく予定である。

<テーマ 基準 II-B 学習成果の課題>

学修成果の可視化を進めるうえでの課題として、質的データ（ポートフォリオや自己評価記述）の内容分析の定着や活用が挙げられる。特に、DP ルーブリックと PROG 等の多面的な評価結果を統合的に分析し、各学生の学びの変化を可視化・数値化する仕組みの構築が求められている。加えて、学内の教学関連データが各委員会・部門に分散し、定義や形式が統一されていないことから、横断的な学修成果の分析や比較が困難である点も大きな課題である。このため、IR 推進委員会では、各部局の保有データを整理・集約し、全学で共有可能な「データディクショナリー」の整備に着手している。

さらに、こうした情報基盤の未整備は、アセスメント結果の個別フィードバックや対外的な成果の発信にも影響している。今後は、多様な学修成果データを一元的に管理・分析可能な情報基盤の整備を通じて、継続的な教育改善と説明責任の強化を図ることが求められる。

<テーマ 基準 II-B 学習成果の特記事項>

令和 6 (2024) 年度は、DP ルーブリックや PROG など複数の学修成果データを活用した分析に向けて、関連性の検討や実施計画の策定を行った。これにより、主観的な成長実感と客観的評価との関係を今後可視化していくための基盤が整えられた。また、卒業時キャリアアンケートやディプロマ・ポリシーに関連するルーブリック調査の結果を大学 Web サイトで公開し、学修成果の変化を社会に向けて発信する取組みを進めた。特に、入学時と卒業時の自己評価の差により、特に、入学時と卒業時の自己評価の差によって、学生の成長を具体的に捉えることが可能となっている。

さらに、少人数授業と大規模授業の比較分析や、学修成果データの集約・標準化に向けたデータディクショナリーの整備も進行しており、今後の教育改善や教学マネジメントに活用されることが期待される。

[テーマ 基準 II-C 入学者選抜]

[区分 基準 II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

令和6（2024）年度に実施された令和7（2025）年度入学者選抜は、現代ビジネス学科から経営学科へと学科名が変更となり初めての選抜試験となった。選抜試験実施に関する学内規定については、協議会、教授会で審議のうえ整備されている。入試に関する実施体制は、学長、学科長を中心とした責任体制を整え、適正に行われている。

【区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。】

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

カリキュラムの変更が令和6（2024）年度から行われてきたこともあり、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に従い、オープンキャンパスや高校教員向け情報交換会、進路説明会、出前授業、大学見学会などで情報を公開してきた。また、入試試験要項の冒頭ページにもポリシーを明記し、大学公式サイトや受験生サイト等で、情報発信も同時に行っている。

総合型選抜、推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜などがすでに行われているが、その中において以下に記載した新たな選抜試験を令和8（2026）年度入学者選抜から実施すべく準備段階にある。それぞれの選抜試験について令和8（2026）年度入試要項の中で選考基準を設定し、明確に示すとともに募集人員や授業料、その他入学に必要な経費を明確に示している。

このような現状を踏まえ、入学者選抜に関する情報提供に関しては、アドミッション・オフィス（広報・入試課）を中心とし適切に提供され、教職協働体制により、学生募集を実施している。

【2026年度入学者選抜 新設選抜方式】

学校推薦型選抜 数理データサイエンス活用制

学校推薦型選抜 全国児童養護施設推薦制

総合型選抜 将来未来型（短大のみ）

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

これまで令和4（2022）年度入学者102名、令和5（2023）年度入学者87名と推移してきたなかで令和6（2024）年度4月の入学者数58名と低迷した。全国的にも短大の学生募集が厳しい状況にあるが、新しい入学者選抜の提案、オープンキャンパスや広報活動を通じて、令和7（2025）年度の入学者は71名と微増ではあるが増加に転じており、引き続き募集活動の創意工夫や入試改革による定員確保を目指している。

なお、令和7（2025）年度入学者選抜では、附属高校出資者の検定料免除、大学共通テスト利用選抜の受験者が無料で短大を併願できるなどの改善・変更も行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

短大のコンセプト作りやPR活動など、さまざまな切り口から短大志願者増、入学者増を目指す。先で触れたとおり、新しい選抜方式を導入することで、志願者増、入学者増に向け

て動きつつある。受験生、保護者、高校教員に共感される短大を目指し、教職協働で入試広報活動を進めている。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

短期大学部での学生生活への円滑な移行を支援するため、入学手続き者専用サイトを整備し、入学準備に必要な情報を提供している。サイトでは、入学式の案内やオリエンテーションのスケジュール、通学手段の説明、奨学金の申請情報、PC購入の案内などを掲載している。また、入学前の不安解消を目的として、先輩学生（ピアサポーター）と交流できる投稿フォームを設置し、質問や相談を受け付け、先輩学生との対話を通じた支援を提供している。

入学後は、新入生向けにオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、履修登録やカリキュラムの説明をはじめ、学内施設の利用方法（例：図書館、学修支援センター）、奨学金制度、通学に関する案内など、学生生活全般についての情報を提供している。オリエンテーション期間中には、全体履修指導に加え、個別の履修相談会を実施し、各学生の履修計画を支援している。また、学生生活の安全確保を目的として、警察に依頼し、学生が巻き込まれやすい事例を中心に防犯講話を新入生全員に行い、安全対策に関する具体的な行動指針を提供している。

入学後の学修の動機付けを支援するため、新入生向けに学修方法や科目選択のガイダンスを実施している。新入生向けのオリエンテーションの中で、履修登録やカリキュラムの概要の説明に加え、大学での主体的な学びの方法や効果的な学修習慣の形成について指導を行っている。さらに、オリエンテーション期間中に、初年次ゼミ担当教員による履修指導を実施し、少人数制のゼミを活用することで、個々の学修の動機付けを促すとともに、きめ細かい指導を可能としている。

学修支援のための印刷物等に関しては、入学時に冊子版の学生便覧を配付しており、授業計画書（シラバス）は学内ポータルサイト A-Portal 上で随時更新・発信している。学生便覧では、大学の沿革、建学の精神、教育理念、教育目的・教育目標のほか、学修に関する重要事項（学籍、履修、授業計画、試験、成績管理など）を詳細に説明し、学生が主体的に学びを進めるための指針を示している。また、A-Portal では、シラバスに加えて、履修登録ガイドや学修サポート資料を掲載し、学生が必要な情報を適宜参照できるよう整備されている。これらの印刷物やウェブコンテンツを通じて、学修環境の充実を図り、学生の学修を支援している。

学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行うため、ゼミ担当教員に加え、学生生活・学習支援センターが常設の学生相談窓口を設置し、履修や進路に関する多様な相談に対応している。支援体制として、以下の仕組みを整備している。

- ① 必修科目であるゼミナールの担当教員は、履修計画の相談をはじめ、学修、進路（就職・進学）、学生生活（アルバイト等）に関する幅広い指導を行っている。
- ② オフィスアワーを週 2 回設定し、学生は事前予約なしで教員に履修や学修に関する相談ができる環境を整えている。
- ③ 学生生活・学習支援センターでは、履修や授業、資格取得等に関する相談をセンター所属教員が対応し、希望者には対面相談を提供している（事前予約制）。

さらに、年度末には、成績不良者を対象に個別面談を実施し、履修計画の再構築や学修計画の改善に向けた助言を行い、卒業に向けた学修支援を強化している。

学修上の悩み等の支援に関しては、学生が円滑に学修を進められるよう、教員、職員、学生同士の相談体制を整備している。教員側の体制としては、ゼミ担当教員が履修指導を行い、専門科目の理解を深めるための個別指導を少人数制で実施している。また、オフィスアワーを設定し、学生が気軽に履修や学修に関する相談を行えるよう支援している。職員側の体制としては、学生生活・学習支援センターに相談窓口を設置し、学修計画の改善や学修習慣の見直しに関する助言を提供している。学修課題の分析や履修計画の再構築を支援することで、学びの継続を促している。学生同士の相談体制としては、ピアサポート制度を活用し、先輩学生が学修の悩みに対するアドバイスを提供する場を設けている。これにより、学生同士の交流を通じて学修に関する情報共有ができる環境を整えている。

基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対する支援体制として、オフィスアワーを活用し、教員が個別の学修相談に対応できる環境を整備している。また、学生生活・学習支援センターのチャレンジ講座では、「モノの書き方講座」を開講し学修スキルの向上を促している。また、ピアサポーター制度を通じて、先輩学生が学修面でのアドバイスを提供する仕組みを構築している。また、高等学校における学修内容を取り扱う補習講座として、入学前教育の一環として実施している「TUC eラーニング」を導入している。さらに、1年次配当の必修科目に、学問の実践に必要な基本的学修方法を修得する「スタディスキルズゼミ I」、「スタディスキルズゼミ II」を配置し、高等学校等から短期大学部への円滑な学びの移行を図っている。ゼミナールという少人数制にて担当教員が、短期大学部で必要なスタディスキルやアカデミックスキルの指導を行っている。

進度の速い学生や優秀学生に対する学修支援としては、学生生活・学習支援センターが実施する課外講座「TUC チャレンジ講座」を開講して対応している。基本情報処理技術者、総合・国内旅行取扱管理者、TOEIC 等の資格・検定の取得を目指す学生向けの講座や、正課の授業科目の枠を超えた教養講座など、より実践的な講座を提供している。また、学修意欲の高い学生が、併設の高崎商科大学の授業科目を特別聴講生として履修し、卒業単位に算入することができるように大学との間で「単位互換協定書」を締結している。さらに、社会連携課で企画される企業連携活動や地域連携活動による課外教育プログラムも用意されており、地域企業や市町村との連携プロジェクトにより、短期から長期に亘る教育プログラムを提供している。

本学では通信教育は実施していないが、遠隔授業の実施に伴い、学修支援のための体制を整備している。遠隔授業においては、学修の質を維持するため、学内ポータルサイト A-Portal を活用し、授業資料の提供、課題提出・フィードバックの管理などを行っている。遠

隔学生チューター制度を活用し、遠隔時の授業支援を整えている。

図書館には専門的職員である司書を専属で配置し、文献検索や資料の活用方法についての支援を行うほか、レファレンスサービスを通じて学生の学修課題に応じた情報提供を行っている。また、学科の学修ニーズに合わせた推薦図書を選定を行い、専門分野の学修を深めるための資料提供を実施している。加えて、授業に関連する教科書や参考書を整備し、学生が自主的に学修を進められる環境を構築している。メディアセンターを設置し、学術データベースやオンライン資料の活用支援を行うことで、学生が最新の学術情報にアクセスできる体制を整えている。これらの取組みにより、学生の学修を包括的に支援し、主体的な学びを促進している。

学生の海外派遣を支援するため、長期・短期のプログラムを整備している。長期派遣については、アメリカ・ハワイ州のカピオラニコミュニティカレッジ（Kapiolani Community College）と連携協定（MOU）を締結し、交換留学や専門研修の機会を提供している。短期派遣に関しては、語学研修プログラム、異文化体験プログラム、海外インターンシップなど多彩なプログラムを展開し、学生が海外での学びを経験できる機会を提供している。これらのプログラムでは、渡航前の準備講座や現地でのサポート体制を整え、学生が円滑に海外研修へ参加できるよう支援している。さらに、後援会の「海外教育助成金制度」により、短期渡航には最大 5 万円、長期渡航には最大 10 万円の助成を行い、学生の海外留学を経済的に支援しており、海外での学びの機会をより多くの学生が活用できるよう取り組んでいる。

学修成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき、学修支援方策の点検・改善を行っている。FD 推進委員会では、前・後期それぞれ 1 回実施される授業アンケートを通じて学修成果の状況を把握し、アンケート結果を統計的に分析することで、学生の到達度を数値化（量的データ）、自由記述の回答を分類・検討することで授業改善の方向性を導き出している（質的データ）。これらのデータをもとに、問題点が特定された場合は担当教員が授業改善案を提出し、教育の質向上に努めている。また、IR 推進委員会では、DP（ディプロマ・ポリシー）に基づいたルーブリック自己評価を毎年全学生に実施し、その結果を集計・分析することで、学修成果の定量的・定性的評価を行っている。このデータに基づき、各委員会が授業及び教育プログラムの改善を検討するとともに、学修支援の方策を点検し、個別指導の強化や補助教材の見直しなど、学生が主体的に学修できる環境を整備している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生の生活支援のための教職員組織として、併設の高崎商科大学と合同の学生委員会を設置している。大学・短期大学部を統べる学生部長管轄のもと合同学生委員会は原則として月 1 回開催されている。学生の福利厚生と学生生活の充実、学籍などに関する事案を協議・検討している。きめ細かい学生指導・支援を行うため、オフィスアワーを週 2 回それぞれの教員が設けるなど、全学教職員の相互協力の下に学生生活支援が行われている。学生生活支援のための事務職員組織を置いている。学生課は「高崎商科大学事務組織規程」に基づいて設置されており、主な業務は以下のとおりとなる。

- ① 施設管理に関すること
- ② 学内の安全管理に関すること
- ③ 学生の厚生補導・カウンセリング等に関すること
- ④ 保健衛生・健康診断に関すること
- ⑤ 学年暦・学校行事に関すること
- ⑥ 学籍の管理に関すること
- ⑦ 奨学金に関すること

その他、学生便覧の作成、各種証明書の発行、学生会や部活動の管理等も担当しており、広く学生のキャンパスライフを支える部署として機能している。さらに交換留学生の管理、学生への一人暮らし情報の提供、保護者ガイドブックの作成など、その業務は多岐に亘っている。

クラブ活動などの課外活動への参加は、有意義な学生生活を過ごすための重要な要素となる。主な行事（体育祭、日帰り研修旅行、学園祭等）は、学生会の学生会執行部によって自主的に運営されている。なかでも学内最大の行事である彩霞祭（学園祭）は、別に実行委員会を組織し、その委員が中心となり、広報活動から準備、当日運営までを積極的に行っている。また、クラブは人数や設立年数や大会等の実績からランクを設けて予算配分を定めるなど、主体的に活動できる仕組みを設けている。部室やシャワー室等、活動の場として学内諸施設を提供している。なお、学生部長が学生会の指導顧問に就き、学生会の指導・支援を行っている。

食堂・売店に関しては、4号館1Fに学生食堂「SKY DINING」、3号館1Fにカフェ、1号館1Fにコンビニエンスストアを設置し、それぞれ併設するラウンジで飲食可能となっている。その他の学生ラウンジとしては、2号館1Fにラウンジを設置している。また、現在は1号館1Fの一部の教室を休憩、飲食可能なスペースとし、休憩、飲食可能なスペースとして開放している。

本学では、学生寮は設けておらず、近隣の賃貸物件の紹介をホームページより行っている。主に新入生向けに、不動産業者より紹介のあった物件を紹介し、毎年更新を行っている。定期的に在学生にアンケートを行い、学生の賃貸状況（価格帯、間取り、居住地等）を参考資料として公開し、賃貸物件契約の支援をしている。

通学については、公共交通機関（バス・電車）の利用を推奨している。利用頻度の高い上信電鉄については、後援会の補助により負担が少なく定期券の購入が可能となっている。公共交通機関利用のほか、自転車通学（バイク含む）、自動車通学を許可制にて認めているため、学生駐車場・駐輪場を設置しており、通学許可にあたっては「自動車通学規程」を設け、申請や使用ルールを設け指導を行っている。

学生への経済的支援のために、本学独自の奨学金としての「ワークスタディ奨学金」、「資格取得奨励金」、「後援会緊急貸与奨学金制度」を設けている。また、日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）の申込や継続手続きの取りまとめ、自治体や企業が行っている奨学金制度の紹介を学内ポータルサイトで行っている。さらに、奨学金利用希望者のためのオリエンテーションを開催し、申し込み方法などについて説明を行ったうえで、申し込みを受け付けている。

学生の健康管理については、保健師・看護師の資格を持つ専門職員を配置しており、常時相談に乗れる体制を整えている。一人暮らしの学生や体調不良の学生に対し、症状により近隣病院の紹介や生活面の健康管理のアドバイスも行っている。また、精神的な不調を抱える学生にはカウンセラーへとつなげる役目も担っている。メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、「学生生活支援室」を1号館2Fに設け、公認心理師の資格を持つ専門職員を2名配置し、隔週で月2回程度、予約制でカウンセリングを実施している。また、カウンセリングで相談した内容は教職員にも口外されず、安心して利用できる。

学生生活に関する意見や要望の聴取については、オフィスアワーや、学生生活・学習支援センターの窓口相談及びメール相談等、広く学生からの意見や要望を聞き取るように配慮している。また、令和2(2020)年度にはピアサポーター制度を設立し、学生からの様々な意見を汲み取り、学生同士で課題の解決や大学への要望を実施できる体制を整備した。各学期末に実施する「学生による授業アンケート」の際に、「学生満足度調査」も併せて実施し、施設等への要望も聞き入れ、アンケートからの提案事項や改善項目については、次のアンケートと合せて改善状況に関係部署に報告している。

留学生は在籍していないが、大学教員、短期大学部教員、事務職員からなる「留学生相談員」を設けている。また、多様な学生(社会経験者を含む)に対する支援については、特別な部局は設けず、コースやゼミ担当者、教務課、学生課、学生生活・学習支援センターを中心に指導・支援している。

本学には、社会人として働きながら学ぶ学生はいないが、社会人経験を持つ学生が再入学するケースはある。特別な支援制度は設けていないが、履修相談やキャリア支援、オフィスアワーでの個別指導、ピアサポーター制度を活用し、学修を支援している。

障がい者の受け入れ体制整備に関しては、令和2(2020)年3月に「障がい学生支援に関する基本方針」を定めており、相談窓口として学生生活・学習支援センター及び学生課が窓口となり対応している。専門的なサポートが必要な場合は、学生生活支援室や保健室に対応をつなげている。また、生活・施設に関する支援に関しては、学内には3号館と4号館にエレベーター(1号館・2号館に関しては計画中)、自動ドア、スロープ・多機能トイレが設置されており、身体障がいを持つ学生でも、学生生活を不便なく送れるよう施設・機能を整えている。令和6(2024)年度は、1号館入口のスロープ工事を行い、施設改善を図っている。障がい学生サポートを充実させるための取組みとして、入学時、学生全員に学生情報把握のためのアンケートを行い、学生個々の情報を一括管理している。その際、障がいの有無についても確認しており、全学生の障がいの有無について把握するよう取り組んでいる。入学後に早期に面談を行い、大学生生活面で不安や配慮希望の内容を確認している。就職活動が本格的に始まる前にキャリアサポートセンターへの伝達を行っておくことで、障がいを持つ学生が就職活動にスムーズに導入できるよう支援体制を整備している。

長期履修生の受け入れについては、現在、制度としては設けていない。なお、学則では修業年限2年、在学年限は4年と規定されており、所定の期間以上に在学することは出来ないが、長期履修に代わる対応の一つとして、科目等履修制度がある。こちらは1年以内を履修・開講期間としているが、引き続き履修することを妨げてはいない。

学生の社会的活動は、社会連携センターを中心に、さまざまな地域イベントのボランティア情報を提供している。ボランティア活動は年間50件程度の依頼があり、延べ90名程度

の学生が参加している。また、地域連携の企業連携プロジェクトを毎年実施しており、一定期間のボランティアやプロジェクトに参加することで「認定産官学プロジェクト科目」として評価している。多くの短期大学部生は積極的に参加し、社会的活動が多様な学びの機会を得ている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

教員と職員とで構成する就職委員会について、令和 6 (2024) 年度より大学との合同組織「キャリアサポートセンター」へと改めた。これにより、効率的な学生支援の実現、学生間の交流機会の増加など、前向きな変化を実現できている。また、全員必須面談を通して学生の状況（就職のための希望、条件、環境等）を確認するとともに社会のニーズの把握、労働市場の動向の調査を行うことによって個々の学生に寄り添った効果的な支援を実施している。

キャリアサポートセンターは、進路に関する相談、対策、情報提供、各種証明書や推薦書の発行等、進路に関するワンストップ窓口として機能している。令和 4 (2022) 年 8 月に室内改修を行い、相談ブース、ワークスペース、各種資料をより使いやすいレイアウトに変更するとともに Wi-Fi 環境を整備し、利便性が向上している。加えて教育課程外のキャリア形成支援、就職試験対策として、年間をとおして労働市場等の背景や学生の需要を見ながら各種スポット講座（キャリア教育や採用試験対策）やイベント（キャリア支援や就職支援）を適宜企画実施している。令和 5 (2023) 年度からは新たな求人情報管理システムとして「TUC キャリア」をスタートさせた。これにより、求人情報をリアルタイムで学生に提供することができるようになったほか、企業情報及び仕事研究イベント・インターンシップ情報の提供も充実させることができ、就職活動年次以外の学生からの活用も見られるようになった。また、同システムは、学生の相談記録（面談記録）を詳細に記入することができるため、学生の活動状況、提供した情報・アドバイスなどを支援者（主にはキャリアセンターの教職員）間で共有を図ることが可能となり、支援効率の向上に役立っている。令和 5 (2023) 年度からは、就職活動解禁の直前期（2 月）に、新たに「合説実践講座」を開催し、令和 6 (2024) 年度からは、当講座に合同企業説明会の活用法を指導するプログラムを組み込む等、就職活動に向けた具体的なアクションを促す支援を充実させた。

資格取得については、コース毎の将来像を明確に提示しているため、コース特性に起因する資格は、コース担当教員が指導、支援、情報提供をしている。さらに併設の高崎商科大学と合同で、学生生活・学習支援センターにより設置されていた「資格の杜」「学びの杜」を改め、令和 6 年度より「TUC チャレンジ講座」として設置している。資格等の対策講座では、合格実績の高い専門業者と連携して実施する通信講座と、本学教員が担当する対面講座の 2 種類を提供している。資格予備校とのダブルスクールをする必要がなく、学内にて資格取得対策を行うことができる。また、本学教員による多彩な講座や課外活動では、授業の枠を超えた実践的な講座や教養講座のラインナップで広い学びの世界からキャリア形成を支援している。また、平成 28 (2016) 年 9 月 1 日付で、育英短期大学、新島学園短期大学、本学との間で締結された「就職支援連携に関する協定」により、就職支援に関する関係強化を図

り、「3 短大合同企業説明会」を年に 1 度開催しており、令和 6（2024）年度は、主幹校として本学で開催した。当説明会は、参加対象を短大生に限定していることから、参加学生が周囲に圧倒されることなく、効率よく企業研究（企業訪問）をすることができる有意義な機会となっている。

平成 27（2015）年度より卒業生が就業している企業へ卒業生の評価を依頼している。この評価は、就業後 3 か月から 6 か月で実施し、企業での経験や成長を含まない所謂「学士力」を問うものとなっている。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の成果確認及び適切性ととも企業から教育に取り入れてもらいたい内容を問う等社会のニーズを踏まえた教育改善への資料収集の取組みにもなっている。平成 29（2017）年度には過去 3 年の卒業生評価をまとめ、社会の学校教育へのニーズとして就職委員会から教授会へ報告を行った。また、卒業生の就業状況は、以前からキャリアサポートセンター職員による企業訪問等で確認していたが、平成 26（2014）年度から同窓会の協力を得て卒業後 3 年経過者に対するアンケート調査を実施している。これに加え、令和 6（2024）年度からは、卒業後 1 年経過者に対するアンケート調査を実施することとした。これにより企業訪問だけではわからない卒業生本人からの意見収集が可能となっている。これらの結果をもとに必要な講座やイベントを企画するとともに面談等を通じて学生に情報提供する等活用している。進学、留学を希望する学生に向けて、キャリアサポートセンターとして効果的な支援体制を構築している。特に短期大学部での学びの分野を学問として深めることにつながる四年制大学への編入学については、平成 30（2018）年度からは編入ガイダンスを開催しているほか、令和 2（2020）年度には、ゼミに関わらず編入学希望学生を対象とした授業支援アプリ「Melly」を開発し、学生ニーズの聞き取り、情報提供を行うサポートチームへつないでいる。短大教員を中心とした編入学サポートチームでは、各種試験対策や個別面談、受験指導を実施している。その他キャリアサポートセンターにて各種受験情報の提供や推薦書をはじめとした証明書類の発行に関する支援も行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

短期大学部教授会とは別に、学科ミーティングを教授会後に実施し、学生の情報交換・情報共有を行い学生支援につなげている。とりわけ、欠席しがちな学生情報の共有に関しては、早期対策により一定の効果을上げている。しかしながら、学生の多様化、また相談内容の複雑化によりコース担当教員・ゼミ担当教員のみでは対応できない支援の必要性もでてきているのも事実である。学生個々のプライバシーに配慮した支援を継続していくためにも、関連部署との更なる連携強化が必要である。

多様化・複雑化、グローバル化する現代社会において、学生への進路支援をより充実させていく必要がある。従来どおりのきめ細かく学生個々に合わせた就職支援や編入学支援だけでなく、グローバルを意識した海外進学や就職への組織的な支援の拡充を図っていく。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

就職支援に関しては、学生、就業先（企業等）双方からの情報収集と情報提供により高いマッチングを可能にしている。企業による卒業生評価において、本学卒業生が期待どおりに成長していると評価された割合「成長具合」について、令和 6（2024）年度調査では、「と

でも期待した通りに成長できている」35.9%、「まあまあ期待した通りに成長できている」53.8%、であり、合わせて89.7%の企業から「期待した通りに成長できている」との評価を得ている。卒業後3年を経過した卒業生へのアンケートでは、会社への貢献についての自己評価「満足度」は、令和6(2024)年度調査では75.0%、令和5(2023)年度調査では83%、令和4(2022)年度調査では91%、令和3(2021)年度調査では88%となっており、令和6(2024)年度から開始した卒業後1年を経過した卒業生へのアンケートについては、回答数が極端に少ないことから、今後、回答数の増加に向けた工夫が必要である。上司からの評価についての感想「納得度」は、令和6(2024)年度調査では50.0%、令和5(2023)年度調査では100%、令和4(2022)年度調査では100%、令和3(2021)年度調査では100%となっている。同様に、令和6(2024)年度から開始した卒業後1年を経過した卒業生へのアンケートについては、回答数が極端に少ないことから、今後、回答数の増加に向けた工夫が必要である。

就業先については、キャリアサポートセンターによる企業との面談や、県内外の各種情報交換会に積極的に参加し、ホームページや就職サイトのデータだけではわからない社風や雰囲気、採用意欲、求める人物像等を収集している。対学生については、1年次にゼミ担当教員との個別面談、1年次後期試験終了後からキャリアサポートセンタースタッフとの個別面談を全学生対象に実施し、興味・能力・価値観に基づいた進路に対する希望や家庭環境等による制限事項や条件を把握している。さらに日々の活動状況から個々の情報を蓄積し、リアルタイムで学生動向(希望の変更や不安・悩み)をつかんでいる。令和4(2022)年度からは、通知や課題提出、個別相談ができる授業支援アプリ「Melly」を就職支援に応用し、就職委員会で運営している。これにより相談や個別支援(書類添削や面接練習等)へのハードルを下げ、必要な支援をさらに受けやすい環境となっている。近年、学校が発行する各種証明書が自動販売機等機械化になり、所定の履歴書を売店で販売しているところが多くなっているが、本学では、証明書の申し込みをキャリアサポートセンターで受付し、所定の履歴書用紙もキャリアサポートセンターで配付している。この際に応募企業や状況その他諸々を聴きとっている。これは内定報告も同様に都度キャリアサポートセンターにて行っているため、複数内定や内定辞退時における悩みや不安等も含め、進路確定、卒業まで継続している。これにより本学では、ゼミ等による内定状況調査をするまでもなく、常にリアルタイムで内定状況を把握することができている。そしてこれらの情報は都度データベースに入力することで全スタッフが共有し、誰もが個々の学生に寄り添った対応ができる体制を構築している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価受審は一般財団法人大学・短期大学基準協会により令和5(2023)年度に行っている。その際に提示した基準における各改善計画は概ね以下である。

- ① 高校からの意見聴取・意見交換
- ② 学修成果の可視化

①については、教育の質保証・改善の一環として、近隣高等学校との意見聴取・意見交換

を継続的かつ多面的に実施している。「高等学校教員対象説明会」「附属高校との高大接続会議」に加え、「総合的な探究の時間」への大学教員の参画などを通じて、高校現場の教育ニーズを直接把握し、カリキュラムや初年次教育の改善に活かしている。特に探究授業では、形式的な訪問や会議体ではなく、高校教員の率直な声を引き出す対話的な関係性を重視している。②については、学修成果の可視化を目的として、ディプロマ・ポリシー（DP）との整合を重視したルーブリック評価を導入し、学生自身による到達度の自己評価を実施している。令和4（2022）年度からポートフォリオ制度を導入し、学生が科目別の到達度、DP達成度、振り返り等を記録・閲覧できる環境を整備している。これにより、学修の進捗状況を学生自身が随時確認できるとともに、入力された情報は教職員間で共有され、教育指導の個別最適化にも活用している。

以上のとおり、改善計画の実施状況は順調である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、学修成果の可視化及び教育の質保証に向けた取組みを進めており、これまでの実践を踏まえつつ、今後さらに効果的な運用体制の構築に向けて具体的な取組みを進めている。

まず、ポートフォリオや自己評価記述といった質的データについては、継続的な収集と活用を一層充実させることを目指している。あわせて、DP ルーブリックや PROG 等を活用した多面的な評価結果を統合的に分析し、学生の学修成果をより明確に可視化・数値化する仕組みの高度化に取り組んでいる。

教学関連データについては、現在、各部局が保有する情報の定義や形式の統一化を進めており、それを通じて横断的な学修成果の分析や比較が可能となる情報基盤の整備を推進している。その一環として、IR 推進委員会では、全学で活用可能な「データディクショナリー」の整備を進行中である。

こうした情報活用の高度化は、学生一人ひとりに対するアセスメント結果の適切なフィードバック体制の充実にもつながっており、今後は、学修成果を対外的に発信可能な情報として整理・活用できる環境づくりにも力を注ぎ、このような一連の取組みを通じて、学修成果の更なる可視化と、質保証の高度化を着実に推進していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]****<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

短期大学の専任教員又は基幹教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数 10 名を充足している。その内訳は、教授 5 名、准教授 4 名、特任教授 2 名で構成される。また各教員が有する学位及び業績の情報はホームページ上に公開している。

専任教員、基幹教員、及び非常勤教員の採用にあたり、厳正な採用基準を設け、学位、研究業績、教育実績などを総合的に評価している。特に、各分野において現代ビジネス学科にふさわしい資格と実績を有する人材を選定し、専門性の高い教育を提供できる体制を整えている。また、各コースの専門性を維持・強化するため、専任教員及び非常勤教員を適切に配置し、教育内容の充実を図ることで、学生が体系的に専門知識を習得できる環境を確保し、学科全体の教育の質の向上に努めている。

指導補助者の配置について、定期試験期間や教育的配慮が必要な場合に限り、学生からの申請により教務委員会で審議し必要であれば補助者を配置している。また、学生による授業運営補助に関しては「高崎商科大学チューター規程」の遠隔授業チューター制度に基づき、遠隔授業時にサポート学生が遠隔授業に入り、遠隔運営のサポートを行っている。教員と連携しながら授業進行を支援することで、遠隔授業でも対面授業と同等の学修環境を維持し、学生が主体的に学びを深められるよう取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]**<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

各自の専門分野における研究活動に加え、授業と直結した研究にも積極的に取り組み、確かな成果を上げている。本短期大学部は教育を中心とする機関であり、授業研究を重要な課題として位置づけているが、これにとどまらず、専門分野における研究活動の推進にも力を入れ、学術的な貢献を継続的に行っている。また、教育職員としての専門性を活かしつつ、分野を超えた学際的な共同研究を積極的に推進し、研究の発展を図っている。こうした取り組みにより、教育と研究の両輪を強化し、学問の深化と教育の質向上を両立させることを目指している。今後も、授業研究と専門研究の両面から成果を積み重ね、教育と学術の発展に継続的に貢献していく。

本学では、科学研究費補助金や外部研究費の獲得を促進するため、公募の都度、教員への周知と個別支援を行っている。また、外部資金に限らず、学内の競争的資金である「共同研究費」「地域志向教育研究費」「教育改革研究費」への応募・採択も毎年度行われており、教員の研究活動を支援する体制が整えられている。これらの資金を活用することで、教育・研

究の質を向上させ、学術的な発展に寄与している。

本学では、専任教員の研究活動を助成するために、「高崎商科大学短期大学部教員研究費規程」を設けており、年間一律 35 万円を個人研究費として支給している。この研究費は、研究活動に必要な諸費用（研究費、研究備品・消耗品費、研究旅費）に充てることができる。また、学内で行う共同研究を支援するために、「高崎商科大学短期大学部共同研究費に関する内規」を定め、研究の重要性や独創性、学問分野への貢献、社会的要請に応じた研究に必要な経費を専任教員へ交付している。さらに、本学の教育理念に基づき、教育の質の向上と社会に有用な人材育成を推進するため、「高崎商科大学短期大学部教育改革研究費に関する内規」を設け、教育改革の支援に必要な経費を定めている。これらの研究環境の整備により、専任教員が積極的に研究活動を展開し、教育と学術の両面から成果を上げることを目指している。

本学では、研究倫理の遵守を徹底するため、「高崎商科大学短期大学部研究倫理規程」を制定している。この規程では、研究者が遵守すべき事項として、研究に対する姿勢、人権への配慮、情報の収集と管理、不正行為の防止、オーサーシップの適正化、個人情報保護などを明確に定めている。さらに、毎年、科学研究費補助金の説明会にあわせて、教授会終了後に全教員を対象とした研究倫理講習会を実施し、コンプライアンス教育と啓発活動を継続している。

教員の研究成果発表の場として、毎年 1 回「高崎商科大学紀要」を発行している。また、社会連携センター（旧地域連携センター）では、研究機関誌として「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要」を毎年 1 回編集・発行している。これらの紀要の発行にあたっては、「高崎商科大学紀要発行規則」及び「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要執筆要項」に基づき、投稿者を募集している。これにより、本学の専任教員及び、兼任教員に研究成果を発表する機会を提供している。

教員が研究活動に専念できる環境を整えるため、2 号館 2 階に 1 人 1 室の個人研究室を設置している。パソコン、業務用机、電話機、学内端末、書架、キャビネットなど、研究に必要な設備を備えている。また、教員の研究日・研究時間については、時間割作成時に適切な配慮を行い、研究活動の継続的な推進を支援している。

教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関する規程を整備し、海外での学術研究や教育研究事情の調査研究を支援する体制を整えている。具体的には、「高崎商科大学短期大学部海外研修旅費規程」及び「高崎商科大学短期大学部海外研修旅費に関する内規」に基づき、研修に要する旅費の使用について明確に定め、教員が海外での学会発表や学会参加に活用できるよう支援している。これにより、国際的な研究交流の促進と学術的な発展に寄与している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

高崎商科大学短期大学部では、事務組織を総務課、教務課、学生課、広報・入試課、キャリアサポート課、社会連携課の 6 部署に分け、それぞれに課長を配置し、責任体制を明確にしている。課長は、毎週金曜日に開催される「部課長連絡会議」に出席し、組織全体の情報

共有と課題解決に努めている。

各課は、学長が示す年度方針及び事務局長が示す事務局方針に基づき、部署ごとの年度方針を策定している。それを人事考課制度に基づく個人目標達成計画に落とし込み、職員一人ひとりが目標を認識しながら業務に取り組む体制を構築している。年2回の人事面談では、年度方針に基づく目標の確認とフィードバックが行われており、日常的な課ミーティング等を通じて学生支援の質向上にも取り組んでいる。

職員はそれぞれ専門的知識を有しており、知識・技能・対応力・判断力等を含む多面的な視点から能力考課が行われている。また、事務局長・次長より課員教育の充実が指示され、各課で自主的な勉強会等も実施している。若手職員には5～6年を目安としたジョブローテーションを導入している一方、管理職については専門性の維持を優先し、異動年数は定めていない。

スキル向上の機会としては、SD推進委員会が主導する学内外の研修や他大学との合同研修も実施し、学びの意欲を尊重する風土づくりを進めている。働きやすい職場環境の整備としては、相談しやすい雰囲気づくり、適切な業務量の設定・休暇取得の推進、正当な評価とフィードバックの仕組みが整備されている。

業務改善の取組みとしては、平成26(2014)年度から「CA(チェック・アクション)表」を導入し、業務完了時に問題点や改善策を整理・共有し、次年度の資料に反映することで継続的な改善を図っている。令和元(2019)年度以降は電子データでの管理を導入し、部署方針や個人目標、予算計上にも活用している。

事務職員は、履修指導、出欠確認、学業不振学生への対応、証明書発行、生活・健康相談、奨学金・学費相談、就職支援、クラブ活動支援、広報活動、委員会業務など、学生と直接関わる支援業務に従事している。教育職員との連携を密にし、「面倒見の良い大学」の実現を目指している。

学生支援においては、学生データ、顔写真、履修状況、出欠情報、相談履歴、就職活動状況を一元管理するシステムを導入し、各部署が情報を共有できる体制を整えている。情報セキュリティについても「情報セキュリティポリシー」の下、メディアセンターがネットワーク管理を担い、専任職員を配置。ライセンス更新やファイアウォール設定、専門業者との年間保守契約により、体制を万全としている。また、「情報ネットワーク管理・運用規程」や「情報セキュリティ管理ガイドライン」に基づき、適切な運用を行っている。

事務関係諸規程については、総務・教学・広報・入試・FD・SD・情報管理等に関する各種規程を整備している。各部署の事務スペースには、必要な情報機器や備品が適切に配置されており、教務課・学生課・広報・入試課はフリーアドレスの共用室、その他は個別室を設けている。

以上のように、職員の専門性向上、職場環境の整備、学生支援体制の強化、情報管理体制の充実などを通じて、事務組織は学生の学修成果向上に向けた全学的な取組を進めている。入学から卒業・就職に至るまで、学生の成長を一貫して支援する体制が整えられている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

1. 学修成果に基づく教育の設計と実施

- 教員はシラバスやカリキュラムを、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿って設計・改善する責任がある。
- 教職員が授業・指導を通じて、学生が学修成果を着実に獲得できるよう支援する。

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき教育課程全体の設計及び授業実施を行っている。教員はシラバスを作成するにあたり、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを整合させ、体系的かつ段階的に学修成果を修得できるよう努めている。また、FD推進委員会にてシラバスを定期的な見直しを行い、教育の質保証と継続的な改善を推進している。

授業においては、多くの科目でアクティブラーニングによる授業運営を行っている。教員は多様な指導方法を取り入れているとともに、学生が主体的に学びを深められるよう支援している。こうした取組みにより、教育活動が単なる知識の伝達にとどまらず、学修成果の達成に直結するよう工夫している。

2. 学生支援の役割

- 学生の履修指導や学修支援、生活支援などにおいて、職員が重要な役割を担う。
- 学修成果の達成を妨げる要因（生活上の問題、精神的課題など）にも目配りし、適切に対応する体制がある。

学生支援では、学生生活・学習支援センターを中心とした教職員による連携において、履修指導・学修支援・生活支援など多面的なサポート体制を整えている。特に、学生課・教務課職員は、学生の授業出席確認を日頃より行っており、欠席の続いている学生に対して連絡・面談などを行い、学生の学びの環境づくりや生活面でのサポートにおいて重要な役割を果たし、教員と連携しながら学生の学修の定着を支援している。

また、生活上の困難や精神的な課題が学修成果の達成を妨げることがないように、学生生活支援室を整備し、教職員間に加え、保健室との連携にて早期対応に努めている。個別支援や専門機関との連携も含め、学生が安心して学べる環境を維持している。

3. 学修成果の可視化・評価

- 教職員が協力して、学生の学修状況や成果を評価し、必要に応じて教育改善につなげる体制がある。
- 教員がルーブリックなどを活用して、成績だけでなく学びのプロセスも含めて評価する。

本学では、学生自身で学修成果の可視化が行えるよう、Webポータルサイトにて学生ポートフォリオを構築している。授業最終週、学生にポートフォリオへの入力指導を教職員が連携して行うことで学修成果の可視化とその評価を体系的に実施している。成績評価は単に試験結果にとどまらず、ルーブリックや課題レポート、プレゼンテーション等を通じて学びのプロセスも評価している。

こうした評価結果は、FD活動や授業改善に活用され、教育の質向上に資する取組みがなされている。学修状況の共有や振り返りも重視しており、学生が自らの成長を実感できる仕組みづくりを推進している。

4. 責任の所在を明確にする

- 「学修成果は学生の責任」とするのではなく、「教職員にもその成果に対する責任がある」と認識し、それぞれの立場での役割が明示されている。
- 教員だけでなく職員も、学生の学びに貢献する一員として位置づけられている。

本学では、「学修成果の達成は学生の責任」とは、していない。特に成績評価においては、一定基準の単位未修得者がいる場合、科目担当教員に対して、理由書の提出を求め、授業運営の振り返りをさせており、学修成果に対して責任を持つという考え方を明確にしている。また、職員も授業出欠確認等、学生の学びを支える存在として積極的に関与し、それぞれの立場での役割と責任を自覚している。

このような認識に基づき、教職協働による教育支援体制が構築されており、学生一人ひとりの成長に向けた多面的な支援が実現されている。

5. 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している

本学では、「履修規程」及び「個人情報保護に関する規程」等に基づき、学生の成績記録を適切に保管している。成績データは、学内の成績管理システムにより電子的に記録・管理されており、厳重なアクセス制限を設けることで、関係者以外が閲覧・改ざんできない体制を整えている。また、成績情報の保存期間や保存方法については、関係法令や学内規程に準拠している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5の現状>

学内における教職員向けのSD研修と共に、学内外で行われる他大学との合同研修会やオンライン研修を含む各種セミナーに積極的に参加できるようSD推進委員会がその機会を提供しSD（職能開発）に対する意識と職員の資質・能力向上に努めている。研修の主軸となるのが、SD推進委員会が設定する研修会等である。本委員会は、「高崎商科大学 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき組織しており、令和6（2024）年度の構成員は各部署よりまんべんなく専任教職員9名（商学部教員2名、短期大学部教員1名、事務職員6名）を配置している。同規程では、SDを「専任教育職員・事務職員を対象とした管理運営や教育・研究及び、その支援までを含めた質向上のための組織的な取り組み」と定義されており、以下3項目について計画的、継続的に令和6（2024）年度も企画・運営が行われた。

個人の能力向上に資する事項

- ① 個人の能力向上に資する事項の実施
- ② 学内組織の業務改善、組織間の連携強化、知識共有に資する事項
- ③ 教職協働を図る教育・研究及び、その支援に資する事項

令和6（2024）年度のSD研修は、年間を通して「集合型研修」「合同研修会」「e-ラーニング」による研修を実施し、2024年度年間活動報告書にその詳細を示している。大学職員

としての視野を広げる研修や、学生支援の際に必要な社会情勢を踏まえ、理解を深める研修も取り入れた。また、本委員会による企画とは別に、部署やチームによる独自研修会についても実施している。人事評価及び職員育成については、「学校法人高崎商科大学教育職員人事考課規程」、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」に基づき人事考課制度を導入しており、それに伴い全ての専任教職員が年間の個人目標を立てることとしている。年間の目標を計画する際は、学園全体の中期計画、学長による大学年度運営方針、事務局長による事務局方針を踏まえ、各部署やセンター・委員会の所属長による年度方針や年度計画を基にブレイクダウンすることで、個々の教職員が全体像を認識し、ベクトルを合わせ、目標設定を行っている。そのため、必ず上長の面談を経て目標設定が行われ、その目標が適切であるかが確認されることになっている。年間の業務は常に目標を意識しながら行われ、10月頃に中間面談が行われる。この中間面談では、目標に対する進捗の状況を確認することとなり、進捗状況に対してその目標が適切であるか、上方もしくは下方修正が必要かについて面談を通して決めることとしている。年度の終わりには人事考課票により、評価が行われる。年度初めの年間個人目標の計画についての面談と併せ、前年度の評価についてのフィードバックが行われる。以上の人事評価活動及び目標管理制度は、本学が組織的に行う教職員の教育制度として実施しているものである。

教員の教育力向上と授業・教育方法の改善を目的として、FD活動を適切に実施している。「高崎商科大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント規程」を制定し、FD推進委員会を組織することで、体系的なFD活動の推進を図っている。具体的には、前期・後期の終了時に全教員・全科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」をWeb上で実施し、授業の質向上に向けたフィードバックを得ている。また、前期・後期の各2週間には「授業開放週間」を設け、教員だけでなく職員も参加できる形で授業を公開し、教育の改善に向けた意見交換を促進している。さらに、SD研修会にも教員が参加可能であり、教職協働の体制のもと、時代に即した教育内容や教育方法の改善に積極的に取り組んでいる。「学生による授業評価アンケート」の結果を分析し、授業内容や指導方法の改善点を明確化することで、各教員が自身の授業をより効果的なものへと発展させている。「授業開放週間」では、他の教員や職員が授業を観察し、客観的な視点からフィードバックを提供することで、教育方法の改善に役立てている。SD研修会への参加を通じて、教員は最新の教育理論や指導技術を学び、授業設計に反映させることができる。これらの取組みにより、授業の質が向上し、学生の学修効果を高めることが可能となっている。FD活動を継続的に実施することで、教育の質を保証し、時代に即した授業改善を推進している。

遠隔授業においては、「高崎商科大学チューター規程」を整備し、これに基づいて適切に運用を行っている。本規程の制定により、遠隔授業チューター学生の役割や支援範囲が明確化され、遠隔授業においても対面授業と同等の学修環境を維持できるようになっている。さらに、実効性を確保するため、遠隔授業チューター学生には事前研修を実施し、技術的支援の方法を習得させることで、効果的な支援を提供できる体制を整えている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

本学園では、労働基準法に規定する就業規則として、「学校法人高崎商科大学勤務規程」「学校法人高崎商科大学給与規程」「学校法人高崎商科大学育児休業規程」「学校法人高崎商科大学介護休業規程」「学校法人高崎商科大学パートタイム職員勤務規程」を整備している。その他「学校法人高崎商科大学旅費支給規程」「学校法人高崎商科大学外地旅費支給規程」により、事業場外における業務に対してもルールを定め、適切に管理している。

また、事業場ごとに定めるルールとして「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」「高崎商科大学短期大学部教育職員勤務規程」「高崎商科大学短期大学部兼任教育職員規程」「高崎商科大学短期大学部特別任用教育職員規程」を整備し、労働条件等それぞれの立場による働き方を明確にしている。

これらの諸規程は、学内ネットワーク上の共有フォルダに納められており、常時閲覧可能としている。令和 2 (2020) 年からは給与システムの機能を利用し、自宅等の学外ネットワークからも閲覧可能とし、十分な周知体制が構築できている。

専任の教育職員については、研究と授業の進め方が時間管理にそぐわないとして令和 5 (2023) 年 3 月に専門業務型裁量労働制に関する労使協定を締結し、同年 4 月からは個々の裁量にゆだねる裁量労働制を導入している。個々の研究内容や研究方法、ペース配分に合わせた働き方が可能となっている。法改正に伴い、令和 7 (2025) 年 3 月に協定を結び直したことで裁量労働制の適用について、個別に同意、非同意の意思確認ができるとともに「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を活用し、健康に配慮した運用を行っている。

事務職員は、繁忙期の時間外労働や行事・イベント等による休日出勤があるため、法令に則り毎年「時間外労働・休日労働に関する協定」（所謂三六協定）を締結している。協定の順守並びに健康への配慮から職員が個々に所持する IC カードにより出勤時刻、退勤時刻、休日の振替、休暇等を一元管理できる勤怠管理システムを導入し、長時間労働や連続勤務日数等を適切に管理している。近年の働き方改革に伴う労働関連の法改正情報や解釈、適切な法令順守対応のため社会保険労務士と顧問契約を締結し、適正な労務管理を行っている。

労働環境の整備のほか、「学校法人高崎商科大学教育職員人事考課規程」「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」を整備し、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間を対象とした人事考課を実施している。加えて学園主催の研修、大学・短大の FD 推進委員会及び SD 推進委員会による研修、自己啓発の推奨等を行い、意欲向上、能力向上、組織力向上を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

近年の多様化する働き方、環境、条件に対応するため、さまざまな規程改定、制度導入を実施している。個々の価値観も異なる中、多様な働き方を公正・公平に制度化すること、個々の職員の理解を得ること、不平不満が生じないようにすることが課題となる。

今後、子育て環境の充実と介護への支援がますます求められる状況が想定される。育児や介護を理由とした離職は、人的資源の弱体化につながり、学園全体の損失になると職員全体の共通認識となる方策を検討する必要がある。また、障害者雇用が事業所の責務となっている中、学校教育の現場においては、その雇用が難しい状況にある。どのような仕事なら就業可能なのか、どのようなサポーターが必要か、どのような体制が必要かなどを洗い出し、法

定雇用率を超える障害者雇用を実現し、社会の責務を果たさなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

令和7(2025)年施行の改正育児休業法により、育児のための短時間勤務とそれに代わるフルタイムでの多様な働き方の選択肢(本学園の場合は、就業時刻の変更)を子の小学校就学前まで適用できることとなったが、世間で「小1の壁」と言われるように、小学校就学に伴う負担や学童保育などの時間制限など、育児者の就業継続への障壁は、変わらないか、場合によっては増加している。制度の適用拡大は、公正・公平の観点や個人及び組織(部署)の業務効率の低下や負担増が懸念され、早急な対応は難しい。

本学園では、実証実験をおこない、制度化に向けての効果や課題を検証することを目的に令和7(2025)年度から小学生の子を持つ職員に就業時刻変更モニターを募集する。これにより当該制度が必要な職員を支援しつつ、制度導入にあたって解決しなくてはならない課題の検証を試みている。モニターと所属部署からのヒアリングにより、効果や課題を確認し、導入可能な制度や適用範囲等の検討を行う。育児や介護を理由とした離職者の低減に向けた独自の取組みとして、法令を上回る待遇の実現を目指している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

高崎商科大学のキャンパスは、上信電鉄「高崎商科大学前駅」より徒歩4分の距離にある。校地・校舎面積は、校地38,132.02㎡、校舎2,143.91㎡で、短期大学設置基準面積(校地2,400㎡、校舎2,100㎡)を充足している。大学と短期大学部は同一キャンパス内にあり、校地・校舎を共用している。

体育施設は、体育館(1,104.96㎡)、テニスコート2面(内1面はフットサルコートと兼用)、ゴルフ練習場を保有している。また、屋外運動場(17,801.00㎡)としてソフトボール場、サッカー場なども保有している。これらの施設は、適切かつ十分な面積を有しており、教育研究、学生の課外活動にも活用されている。運動場は、地域住民へも開放している。下表のとおり、校地・校舎面積共に設置基準を充足している。

校地・校舎面積(令和7年5月1日現在)

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	810人	8,000.00㎡		4,958.00㎡	6,171.61㎡
高崎商科大学短期大学部	240人	2,400.00㎡		2,100.00㎡	2,143.91㎡
共 用			38,132.02㎡		4,053.64㎡
計		10,400.00㎡	38,132.02㎡	7,058.00㎡	12,369.16㎡

2号館が短期大学棟であり、1号館、3号館、4号館とも大学と共通施設となっている。共有する一般教室やPC教室等の他、授業に応じた専用の演習室、実習室等を用意している。

校舎等施設概要（令和7年5月1日現在）

建物名	面積（㎡）	主 要 施 設
1号館	4,091.92	（管理棟）理事長室、学長室、法人本部長室、学部長室、会議室、メディアセンター室、学生生活・学習支援センター室、法人事務室、講師控室、研究室、学生生活支援室、保健室、同窓会事務局 （教室棟）講義室、大講義室、コンピュータ室、大学院生研究室、自習室、倉庫、コンビニ、学生ホール
2号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブラーニング実習室、クリエイティブ・commons、ENGLISH COMMONS、Self Study Room、教員研究室、会議室
3号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポートセンター、教員研究室、学生ホール
4号館	2,331.93	講義室、教員研究室、経理研究所、社会連携センター、学生食堂、SKY ATRIUM、LEARNING COMMONS
守衛室	10.36	守衛室
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合 計	13,474.12	

講義室、演習室等の情報処理学習施設等は、多くの教室でPC、プロジェクター、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器及び学内LAN（有線・無線）が整備されており、電子教材やビデオ教材による資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。平成26（2014）年度においては、短期大学部として文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択され、実習室（237教室）をアクティブラーニング仕様に改修し、同様に大学においても採択され講義室（111教室）をアクティブラーニング仕様に改修している。また、平成27（2015）年度は、私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択され、図書館、学生ホールや廊下等の無線LAN環境を整え、タブレット型端末やノートパソコンの貸し出しを行い、ラーニングcommonsに関する設備整備を行った。図書館入口のラーニングスペースでは、ソファ席の後ろにカウンター席を設置し、貸し出した端末を活用してそれぞれが調査した電子情報をモニターに交互に映し出せるシステムを構築している。さらに、平成30（2018）年1月完成の4号館には、能動的な学修を促進する講義室、学生同士が学びあう開放的な学修スペース（LEARNING COMMONS）、「明るく・居心地の良い」をコンセプトにしたガラス張り・吹抜構造で開放感のある学生ホール（SKY ATRIUM）及び学生食堂を設置している。

講義室、演習室の概要（令和7年5月1日現在）

学部・研究科等	講義室・演習室 学生実習室等	室数	面積の合計 (㎡)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数 (人)	在籍学生1人 当たり面積(㎡)	備考 (大学との共用の状況)
経営学科	講義室	8	762.39	短大専用	540	193	3.95	
		6	500.15	大学と共用	342	1,080	0.46	学部、研究科と共用
	演習室	2	219.69	短大専用	67	193	1.14	
		1	112.05	大学と共用	52	1,080	0.10	学部、研究科と共用
	実習室	3	278.00	短大専用	106	193	1.44	
		その他	—	883.83	短大専用	—	193	4.58
		—	3,441.44	大学と共用	—	1,080	3.19	学部、研究科と共用
その他	体育館	1	1,104.96	大学と共用				学部、研究科と共用

情報機器、授業用の機器一覧表（令和7年5月1日現在）

館	教室番号	教室	収容人数	教師用パソコン	持込ノートPC接続可	wi-fi	HUB	学生用パソコン設置	DVD（デジタル放送録画再生非対応）	ビデオ	プロジェクター	
1号館	111	アクティブラーニング	40人	N	アナ	1	-	-	BR	-	○(4台)	
	112	講義室Ⅱ	56人	-	○	1	-	-	-	-	-	
	113	講義室Ⅲ	72人	-	-	1	-	-	-	-	-	
	133	講義室(PCD)	22人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター	
	134	講義室V	72人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター	
	135	講義室Ⅵ	72人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター	
		大講義室	324人	N	○	4	-	-	BR	-	○	
	131	中講義室	160人	○	アナ	2	-	-	-	○	-	○
	132	礼法室	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	122	自習室	—人	-	-	-	-	○(基幹系)	-	-	-	-
		公務員	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	121	OA教室	52人	N	○	-	-	○(基幹系)	52	PC	-	○
		ゼミ室Ⅰ	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゼミ室Ⅱ(院生室)	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゼミ室Ⅲ(自習室)	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学生ホール(コンピ)	—人	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	エントランス(正面)	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3号館	321	講義室Ⅰ	110人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	322	講義室Ⅱ	100人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	331	中講義室	180人	N	○	2	-	-	BR	-	○	
	332	OA教室	54人	○	アナ	-	-	○(基幹系)	54	PC	○	センサーモニター
	311	ゼミ室Ⅰ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター	
	312	ゼミ室Ⅱ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター	
	313	ゼミ室Ⅲ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター	
	314	ゼミ室Ⅳ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター	
	315	ゼミ室Ⅴ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター	
	323	ゼミ室Ⅵ	24人	-	-	1	-	-	-	-	-	
	324	ゼミ室Ⅶ	24人	-	-	1	-	-	-	-	-	
		学生ホール(ペーカリー)	—人	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		キャリアサポート室	—人	-	-	1	-	-	3	-	-	-
		体育館	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エントランス(東側)	—人	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
	エントランス(西側)	—人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2号館	221	講義室Ⅰ	63人	N	○	1	-	-	○	○	○	
	223	講義室Ⅱ	54人	N	アナ/デジ	1	-	-	BR	○	○	
	231	講義室Ⅲ	63人	N	○	1	-	-	○	○	○	
	235	講義室Ⅳ	36人	N	-	1	-	-	-	-	モニター	
	236	(メイク)	30人	N	-	1	-	-	○	○	-	
	222	中講義室Ⅰ	150人	N	○	2	-	-	-	BR	-	○
	232	中講義室Ⅱ	137人	N	○	2	-	-	-	BR	-	○
	237	アクティブラーニング	48人	N	○	1	-	○(基幹系)	-	BR	-	○(3台)
	234	OA教室	48人	○	アナ	-	-	○(Box)	48	PC	-	○(2台)
	211	社会連携センター	-	-	-	1	-	-	-	-	-	○
	212	自習室	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	233	インフォコムモース*	-	-	-	1	-	○(Box)	-	-	-	-
		ラウンジ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		エントランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	図書館	-	-	-	2	-	-	22	BR	-	-	
4号館	421	講義室	54人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	422	講義室	54人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	431	講義室	44人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	432	講義室	44人	N	○	1	-	-	BR	-	○	
	433	中講義室	140人	N	○	2	-	-	-	BR	-	○
	434		N	○	2	-	-	-	-	BR	-	○
	アトリウム	-	-	-	3	-	-	-	BR	-	○	
	ラーニングモース*	-	-	○	1	-	-	29	-	-	モニター	

校地の安全性に関しては、短期大学設置時から諸々の認可申請の際にも留意している事項で安全性を十分に配慮している。校舎についても校地と同様に設置基準のほか各種基準に適合した内容となっている。なお、平成30(2018)年度には体育館天井非構造部材の耐震対策工事を行っている。

バリアフリーへの対応は、各建物に障がい者用のスロープは設置されているものの、1号館と2号館にはエレベーター設備がないことから、完全なバリアフリー対応とはなっていない。1号館及び2号館のエレベーター設置は、今後対応する予定となっている。また障がい者対応の駐車場や3号館1階及び4号館1階・2階には多目的トイレを整備している。今年度中には1号館1階トイレをユニバーサルトイレへ改修工事を予定している。

学内の施設設備については、エレベーターや受電設備、受水槽、消火器・消火栓などの防火設備等、それぞれの専門業者と年間契約を結び保守・点検・改修更新工事等を実施しており、安全性の確保に努めている。

本学図書館は、高崎商科大学メディアセンターの図書館部門として管理・運営がされ、2号館1階に位置する。延床面積は852.92㎡(閲覧スペース703.69㎡、書庫スペース149.23㎡)である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前8時50分～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

蔵書数は、令和7(2025)年4月末現在で71,896冊(和書64,952冊、洋書6,944冊)、学術雑誌123種(和雑誌122種、洋雑誌1種)、視聴覚資料3,738点であり、図書71,896冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,204冊を所蔵している。なお、洋雑誌については電子ジャーナルを利用し、約150の分野をカバーしている。その他、令和2(2020)年度から新聞等記事検索の他、企業・業界分析ができるデータベースも利用している。

閲覧室の座席数は120席で、この他にDVD・CD・CD-ROM等を見ることができるよう設備された2ブースから成る視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、個別自習ブース6席、ソファ11席、カウンター席9席、グループワーク対応席16席、ラーニングスペースも整備されており、明るく落ち着いた学修環境にある。

図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書情報が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末2台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

令和6(2024)年度の図書館利用状況は、開館日数275日、入館者数25,497人(内学外一般利用者88人)、貸出冊数2,858冊(うち教職員648冊、学外一般利用者125冊)、貸出人数は1,692人(うち教職員343人、学外一般利用者83人)である。

図書館では、利用促進を図るため「図書館利用案内」及び「図書館ニュースパイプライン」(年2回発行)を作成、配布するとともに、新入生に対するオリエンテーションや教養ゼミの中で図書館ガイダンスを行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館ガイダンスも実施している。令和元(2019)年度から開催したビブリオバトルは、令和6(2024)年度も、学生の企画・運営で開催し、読書に親しむ機会としている。授業を受けるうえで必要な知識を得られる書籍等は教員に推薦を依頼し、推薦図書コーナーに配架している。保護者の組織する後援会寄贈図書は文学賞などの受賞作品や注目されている本を中心に選書

し、後援会図書コーナーも用意している。また、平成23（2011）年度より図書館関連規程の改定を行い、卒業生や近隣住民の方等への図書館資料の貸し出しが可能となった。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内18大学）に加盟して情報交換を行っており、群馬県図書館協会資料相互貸借参加館となっている。平成30（2018）年度からは群馬県内図書館ネットワークに参加し、県立図書館横断検索システムで本学図書館の書誌データを提供し、県内図書館を通じて県民の利用も可能となっている。令和2（2020）年度から国立国会図書館デジタル化資料送信サービス参加館となり、学内だけでなく地域の方にも利用していただいている。

また、令和5（2023）年からJAIRO Cloudにて、本学紀要を登録し、学術研究成果を公開している。

図書館業務は、平成29（2017）年度より派遣職員から直接雇用のパート職員3名への切り換えを行った。これにより、大学としての図書館業務の方針等がより伝えやすい体制となった。

体育館においては、面積は1,104.96 m²で、バスケットボールやバレーボール等が授業や課外活動に活用されており適切な面積を確保している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理については、固定資産管理規程として特に定めたものはないが、「学校法人高崎商科大学経理規程」の固定資産の章、並びに「学校法人高崎商科大学経理規程施行細則」をもってそれにあてている。

施設設備等の維持・管理は、主に大規模な工事を伴うものを中心に、事務局総務課が中心となって担当しており、日常的な維持管理は教務課と共に行っている。特に大規模な工事については年次計画を立てて対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期点検を実施している。

特に個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して適切に対応している。

火災災害の対策として、火災報知機、緊急放送システム、消火栓、防火扉を各校舎内に備えるとともに、校舎内外各所に消火器を常備している。定期的な点検も防災システム機器の専門業者により年に2度実施している。また、年に一度、事務職員を中心に学生代表と共に避難訓練及び消火訓練を実施し、火災時の避難誘導、消火ホース・消火栓の取扱い、消火器の使用方法などについて実地訓練を行っている。

地震等の災害に対する対策については、危機管理マニュアルを整備し全学的な取組みを行っている。また今後、学内での備蓄品等の整備も検討している。

防犯対策については、正門に守衛室を設置し、平日と授業日は午前6時30分から午後9時まで、土曜日、日曜日及び授業のない祝日は午前8時から午後6時まで守衛を配置して

いる。また、年末年始等休業期間や大学入学共通テスト等の際は、警備会社に常駐警備を依頼し来訪者の受付と不審者の監視を行っている。

学内の警備は、守衛又は警備会社による常駐警備が定期的にキャンパス内を巡回し学生の安全確保に努めている。また、常駐警備以外の夜間の警備は、警備保障会社との契約の下、学内にセンサーを配置し自動警備システムによる監視体制をとっている。さらに、不審者進入監視カメラを設置し、危機管理にも備えている。

省エネ対策として、教職員の衣服軽装化の取組みはもちろんだが、リサイクル可能な用紙の回収、照明機器の節電の他、節電に対する意識を高め、総使用電気を抑えるためのデマンド警報器を事務局に設置し、人的に可能な対策については全学的に取り組んでいる。

また、新電力会社を中心とする電気料金の安値競争の中、様々な電力会社から見積もり依頼のうえで比較検討、電力会社の切替えなどを行い、電気料金のコスト削減に努めている。近年では、同一法人の附属高等学校・附属幼稚園と共に令和 7 (2025) 年 4 月より、東京電力エナジーパートナーから、最も安価な電気料金の提案をいただいた北陸電力(株)と契約を結んでいる。今後も定期的に電気料金と安定供給のバランスを考えながら、電力会社の検討を行っていききたい。

蛍光灯から LED ランプへの更新工事については、計画的に必要な性の高い教室等の施設から行い、消費電力の削減に貢献しており、蛍光灯生産が令和 9 (2027) 年度に停止になることを踏まえ、今後も適切なタイミングで更新を進めていく予定である。

また、学生駐車場 (4 箇所)、教職員駐車場 (1 箇所) においても投光器を LED ランプに更新することにより、消費電力の削減だけでなく、地域の防犯にも役立てている。さらに、2 号館屋上には省エネ推進のため太陽光発電システムを設置しており、省エネ意識を高めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学内の施設設備については、エレベーターや受電設備、また受水槽、消火器・消火栓などの防火設備等は耐震性や各種基準に適合し、それぞれの専門業者と年間契約を結び日常的に保守・点検、補修・修理等が行われているが、昭和 63 (1988) 年 4 月高崎商科短期大学の開学から 35 年以上が経過しており、老朽化に対応した改修計画も含め学内の安全性の確保のための整備を進めたい。本学で学ぼうとする障がい者を積極的に受け入れるためには、1 号館・2 号館は障がい者を受け入れるためのバリアフリー対策が必要である。障がい者を受け入れるためには、全ての棟にエレベーターや多目的トイレ等の整備が必要で、今後建設を予定する建物については設計段階からバリアフリー対策を講じる必要がある。1 号館・2 号館については、今後多目的トイレ等、対応可能なバリアフリー対策を計画的に進める。1 号館・2 号館のエレベーター設置については令和 6 (2024) 年度より設置準備に向け検討をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

さらに、学内の施設設備については、それぞれの専門業者と年間契約をもとに、老朽化に対応した改修・改善計画を中期計画に予算化し、学内の安全性の確保等の整備を進めていく予定である。具体的には学校法人高崎商科大学第三期中期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)

により、2号館塗装修繕、学内 Wi-Fi 整備、学生駐車場整備、高崎商科大学前駅までの外灯整備、1号館・2号館エレベーター設置等を計画している。

また令和6(2023)年度より、総合エンジニアリング会社(建物・電源・空調システムの設計・施工・保守を行う)と契約し、今後の学園全体の整備の計画や実行を検討している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学の OA 施設設備及び機器等は、「情報機器、授業用の機器一覧表」のとおり整備されており、技術的支援や整備、維持管理については、メディアセンターが行っている。メディアセンター会議は、大学と合同で原則月1回開催されている。学生対応等のため、1号館2階にセンターを配置し、専従の技術職員1名を置いている。学内ネットワークについては、ファイアウォールを設定し、外部からの不正アクセス対策を行っている。また、サーバー類のメンテナンスについては、保守会社と保守契約を結び定期的な管理並びに緊急時における迅速なシステム復旧が可能な体制を整えている。

短期大学部は大学と教室や機器等を共用していることから、メディアセンターと事務局が中心となって学修効果を獲得するために必要な設備やハードウェア、ソフトウェアの提案、また学生支援のためコンピュータ利用技術の指導、学修内容に沿った施設・設備等の提案、整備を適宜行っている。

情報サービス施設は大学と共用していることから、複数のコンピュータ教室があり、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放している。また自主的な学修を促すため貸し出し用ノートパソコンと iPad を整備し図書館にて貸し出しを行っており、図書館閉館時にも利用できるノートパソコンの自動貸出機も設置している。

コンピュータ教室等のパソコンは全て学内 LAN に接続され、自由にインターネットが利用できる環境になっている。学生は教室内外を問わず自由にインターネットに接続して情報検索やホームページ検索ができると同時に、学外においても A-Portal (学内教育支援ネットワークシステム) に接続して、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、就職支援情報などの様々な連絡事項について情報を得ることが可能となっている。また、学内にはファイルサーバーの設置、及び A-Portal に付帯している Melly (教育用 SNS) により、レポートの提出や教材の提供などが双方向で行える環境となっている。

平成26(2014)年度においては、短期大学部として文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択され、実習室(237教室)をアクティブラーニング仕様に改修し、同様に大学においても採択され講義室(111教室)をアクティブラーニング仕様に改修している。また、平成27(2015)年度も同補助金に採択され、図書館、学生ホールや廊下等の無線 LAN 環境を整え、タブレット型端末やノートパソコンの貸し出しを行い、ラーニングコモンズに関する設備整備を行った。図書館入口のラーニングスペースでは、ソファ席の後ろにカウンター席を設置し、貸し出した端末を活用してそれぞれが調査した電子情報をモ

ニターに交互に映し出せるシステムを構築している。本年度は、私立学校等施設整備補助金の採択により、2号館の光回線・LAN配線ケーブルを高速回線対応のものに引き直す工事を予定しており、更なるネットワーク環境の整備強化を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

アクティブラーニング型授業の増加により、普通教室へのプロジェクターの設置やWi-Fi環境の整備を進めてきた。また、コンピュータ教室についても定期的に機器の入替を行ってきた。今後も教育の質を落とさないよう一定の予算を確保し、通常教室の教員用コンピュータやコンピュータ室の学生用コンピュータ、学生貸出用のタブレット端末等の情報機器については、定期的にアップグレードを行い、教育に支障が出ない体制を整備していく必要がある。また、授業に活用できるソフトやアプリケーションの調査、教員間の授業方法の共有等を定期的に行い、円滑な学修環境を提供していくことが重要だと考える。さらには、教職員のICT活用スキルの向上も同様であり、FDやSD等で扱っていく必要がある。

アクティブラーニングの一環として、フィールドワーク等の学外活動が増えている。学外での学びが増加するに伴い、学生が情報端末を常に携帯しているケースも増えてきている。新カリキュラムにおいても情報分野の科目も増加しているため、更なるWi-Fi環境の整備や、電源タップの整備、作業やミーティングを行えるスペースの確保が必要となってくる。それらの整備とともに、大学・短大としてBYOD体制を検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

平成27(2015)年度の私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択されたことにより、図書館、学生ホールや廊下等の無線LAN環境を整備し、学生への貸し出し用のタブレット型端末(20台)やノートパソコン(20台)で無線LAN接続が可能となった。4号館においてもノートパソコンを自動で貸し出している。また、情報化社会のなか、デザイン、クリエイティブな業務をこなすうえで欠かすことができないPhotoshopやillustratorをはじめとするAdobe製品を授業や課外活動などにおいて使えるようAdobe Creative Cloudをメディアセンターにて管理、運用している。本年度は、私立学校等施設整備補助金の採択で、2号館の光回線・LAN配線ケーブルを高速回線対応のものに引き直す工事を予定しており、更なるネットワーク環境整備強化を図る。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

法人全体の資金収支の状況については、これまで毎年度安定した繰越支払資金を維持している。事業活動収支においても基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続してきている状況である。

過去3年間の財務状況について、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に比べ退

職金の増加により人件費支出が増加したこと、また世界的な原油高に伴う水道光熱費の高騰及び各部門の教育研究活動が新型コロナウイルス感染症前の状況に戻ってきたことにより教育研究経費支出が増加したものの、学生・生徒総数の増加に伴い学生生徒等納付金収入が増加し、基本金組入前当年度収支差額は 300,167 千円と前年度並みの収入超過を継続している。また、基本金組入後の当年度収支差額については、前年度に比べ基本金組入額が増加したことにより 90,024 千円減少したものの、86,038 千円の収入超過となっている。

令和 5 (2023) 年度は、令和 4 (2022) 年度に比べ補助金収入が微減となるも、学生生徒等納付金収入は同水準となった。一方、支出においては、大学・短期大学部における 2 号館・3 号館の建物改修工事の実施に伴い、修繕料等の増加により教育研究経費支出が増加したが、基本金組入前の当年度収支差額は収入超過を継続している。なお、基本金組入後の当年度収支差額については、前年度に比べ減少したものの、57,406 千円の収入超過となっている。

令和 6 (2024) 年度は、令和 5 (2023) 年度に比べて収入総額に大きな増減はなかったものの、人件費支出や管理経費支出の増加に伴い、基本金組入前当年度収支差額は 105,471 千円の収入超過となり、令和 5 (2023) 年度の 230,460 千円の収入超過に比べて減少した。また、基本金組入後の当年度収支差額についても昨年度に比べて 87,186 千円減少し、29,780 千円の支出超過となっている。

貸借対照表における法人全体の令和 6 (2024) 年度の純資産構成比率は、91.9%で大学法人の全国平均 88.2% (日本私立学校振興・共済事業団「令和 6 (2024) 年度版 今日の私学財政」の令和 5 (2023) 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ) を上回っているため、自己財源が充実しており財政的には安定している状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は令和 6 (2024) 年度末 80.2%で全国平均の 85.8%より低く、現金預金を中心とする流動資産構成比率は全国平均 14.2%に対し 19.8%と高くなっている。

負債関係では、平成 29 (2017) 年度に大学・短期大学部の校舎建設資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入を行ったため増加したが、負債総額は年々減少してきている。総負債比率をみても、令和 6 (2024) 年度末では 8.1%と全国平均の 11.8%よりも低い数値であり、健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 267.1%を大きく上回る令和 6 (2024) 年度末 439.9%であり、内部留保資産比率は、29.7%で全国平均の 28.2%を上回っており、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっており、財政基盤は安定しているといえる。

一方、法人全体の支出について、最も大きな割合を占める人件費は、人件費比率が令和 4 (2022) 年度は 52.0%、令和 5 (2023) 年度は 52.3%、令和 6 (2024) 年度は 55.4%であり、全国平均の 50.9% (「令和 6 (2024) 年度版 今日の私学財政」の令和 5 (2023) 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ) を上回っている。教育研究経費比率は、33.7% (同 36.6%) で、30%前後で推移しており、管理経費比率は、令和 4 (2022) 年度は 5.8%、令和 5 (2023) 年度は 5.9%、令和 6 (2024) 年度は 6.5% (同 8.7%) と良好な状態にある。

また、短期大学部について、令和 4 (2022) 年度については、前年度に対して収入面で学生生徒等納付金収入が減少し、支出面では人件費支出や教育研究経費支出の増加により、基

基本金組入前当年度収支差額は 50,070 千円の支出超過となった。令和 5（2023）年度については、前年度に対して収入面で学生生徒等納付金収入が減少し、支出面では人件費支出や教育研究経費支出の増加により、基本金組入前当年度収支差額は 74,520 千円の支出超過となった。令和 6（2024）年度については、前年度に対して収入面で学生生徒等納付金収入がさらに減少したことにより、基本金組入前当年度収支差額は 104,031 千円の支出超過となった。

基本金組入後の当年度収支差額について、直近 3 か年において学生生徒等納付金収入の減少及び人件費支出の増加により、令和 4（2022）年度 58,720 千円の支出超過、令和 5（2023）年度 75,260 千円の支出超過、令和 6（2024）年度 94,840 千円の支出超過と悪化している。

他の比率について短期大学部では、学生生徒等納付金比率について、令和 4（2022）年度は 80.0%、令和 5（2023）年度は 76.2%、令和 6（2024）年度は 74.8%（全国平均 69.8%〈日本私立学校振興・共済事業団「令和 6（2024）年度版 今日の私学財政」の令和 5（2023）年度 短期大学部門〈系統別〉単一学科・社会系学科〉）で、同系統短期大学の全国平均より高い水準である。また、補助金比率については、令和 4（2022）年度は改革総合支援事業などの競争的資金こそ獲得できなかったが、令和 5（2023）年度から令和 6（2024）年度にかけて改革総合支援事業（タイプ 1）に採択され、それぞれ 16.6%、17.9%、20.7%、（同 15.8%）と全国平均を上回っている。人件費比率は令和 4（2022）年度は 64.2%、令和 5（2023）年度は 68.7%、令和 6（2024）年度は 84.8%（同 68.6%）、教育研究経費比率は令和 4（2022）年度は 40.0%、令和 5（2023）年度は 42.1%、令和 6（2024）年度は 44.9%、（同 40.2%）、管理経費比率は令和 4（2022）年度は 14.5%、令和 5（2023）年度は 14.7%、令和 6（2024）年度は 23.0%、（同 15.4%）、事業活動収支差額比率は令和 4（2022）年度は△20.2%、令和 5（2023）年度は△30.3%、令和 6（2024）年度は△54.3%、（同△24.5%）であり、教育研究経費比率を除いて全国平均に対して大幅に下回っている状況である。

短期大学の存続を可能とする財政の健全性について、上述したように基本金組入前当年度収支差額が、令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度にかけて支出超過となっている状況である。しかし、短期大学部の財政規模は、令和 6（2024）年度において、法人全体の事業活動収入に対し 7.0%、事業活動支出は 11.2%と、収入支出ともに 1 割程度の規模であり、また法人全体では純資産構成比率、繰越収支差額構成比率、退職給与引当特定資産保有率等において一定の水準を確保しているため、さらに大幅な学生生徒等納付金収入の減少がない限り、短期大学部の存続は可能である。

本学園では、全教職員に退職金が支給できるよう、規程に基づき算出した 100%の金額を群馬県私学振興会の掛金の累計額と不足分は退職給与引当金により計上している。

資産運用は、「学校法人高崎商科大学資金運用規程」を整備し、元本の確実性が高く、比較的高い利子が期待できる国内民間企業の事業債や外国債券を中心とした金融商品により健全な運用を行っている。

短期大学部における教育研究経費比率は、上述のとおり、これまでも 20%を超えており、令和 6（2024）年度は経常収入の 44.9%となっている。

教育研究用の施設設備及び学修資源（図書等）は、予算において必要額を計上しており、資金配分は適切である。

公認会計士の監査においては、指摘事項等があれば直ぐに対応することとしているが、特に意見等は受けていない。

寄付金の募集に関しては、これまで積極的に行ってきたはいなかったが、法人のホームページ改修に伴い、寄付金募集ページを新たに設けて、恒常的な募集を開始している。なお、学校債は発行していない。

短期大学部の入学定員充足率は、令和 4(2022)年度 85.0%、令和 5(2023)年度は 72.5%、令和 6(2024)年度は 49.1%となっており定員を確保できていない。また、収容定員充足率も令和 4(2022)年度は 80.4%、令和 5(2023)年度は 76.6%、令和 6(2024)年度は 60.0%と依然 100%を割っている状況である。現状、基本金組入前当年度収支差額は法人全体で収入超過を維持しているが、経常的経費の見直しによる支出抑制や将来の学生・生徒数の減少に備えて学生生徒等納金以外の収入の拡充等を検討する必要がある。なお、昨今のエネルギー価格を中心とした物価高騰や円安の影響により短大運営にかかる諸経費が増加しており、教育の質を維持するために、令和 7(2025)年度入学者からは学納金を改定している。

平成 27(2015)年度までは、補助金収入と経費抑制により基本金組入前当年度収支差額は収入超過を継続してきたが、平成 28(2016)年度から令和 6(2024)年度にかけて支出超過の状況が続いているため、短期大学部単独では厳しい状態になっているが、法人全体としては健全な財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

本学園では、令和 2(2020)年度に「学校法人高崎商科大学第二期中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」を策定し、計画に基づく適切な財務運営を行っている。

毎年度の予算編成においては、この中期計画と学園財政の収支見通し等を踏まえた予算編成方針により、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求について、各事業の優先度や金額の妥当性等を法人本部において精査し、全体の収支バランスを考慮して調整を図った後で、次年度の事業計画及び予算案として編成し、3月開催の評議員会にて意見を聴取後、理事会に諮り審議決定している。

令和 6(2024)年度は、事業計画に基づき、大学・短期大学部の教室における教室映像音響設備入替工事、地中電線路ケーブル入替工事、カーポート設置工事の他、附属高校の並榎部室棟建築工事、保健室空調機器入替工事、幼稚園においてキュービクル入替工事を実施している。なお、資金計画においては、学園運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう十分留意した計画としている。

決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学経理規程及び経理規程施行細則」に則り適正に処理されている。

日常的な予算執行は、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の課長が承認の後、総務課に提出される。ただし、10万円以上のものは稟議書により理事長決済としている。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を 20日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金に

より処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長が最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適正な会計処理が実施されている。

また、資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、資産の管理台帳ほか、有価証券の管理台帳、資金出納簿に適切な会計処理に基づいて記録され、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても毎月作成し、法人本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

まず、本法人の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」に照らし合わせた場合、令和4（2022）年度は「A1」、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度は「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定しているといえる。

本学を設置する学校法人高崎商科大学は、令和2（2020）年度に「第二期中期計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」を策定し、その中で短期大学部は、「教育の質の保証と学生満足度の向上、短期大学部のブランド確立」を3本柱に据え、「独自力と競争力を強めて、地域及び学生に選ばれる短期大学部を目指すこと」を掲げている。

また、中期計画の策定に際しては、外部要因や内部環境について調査・分析し、本学の強み、弱みについてSWOT分析が行われており、これを踏まえて中期計画が策定されている。

中期計画においては、経営、管理等に関する計画も策定されており、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」「収入増加の方策への積極的な取組み」「経常的経費や事業経費の見直しによる支出抑制」を掲げている。基本金組入前当年度収支差額については、大学は令和4（2022）年度から令和6（2024）年度の3年間にかけてプラス、短期大学部については令和5（2023）年度と比較し、マイナス幅が広がった。

本学では、学生募集対策として毎年度数値目標とその達成に向けた具体的な方策を立てて学生募集・広報活動を行っている。また、学納金については、経済状況や近隣短期大学の動向を勘案して決定しているが、昨今の物価高や人件費の増加などに伴い、令和7（2025）

年度に引き上げの改定を行った。なお、年度の予算編成については、入学者確保の見込みから学生生徒等納付金をはじめ、その他の収入面における見込額を算出し、それに応じた予算を策定している。

人事計画については、中期計画において法人全体の人事政策（教職員の適正配置や人事考課等）について、方針と具体的な取組内容が決定されている。これに基づき、短期大学部においても専任教員、兼任教員の採用を行い必要な人員を配置するとともに、人事考課制度を再構築し、教員組織の活性化を図っている。事務職員については、大学と短期大学部の事務を一本化して効率的に運営できるように組織している。また、事務職員の5年間の人事異動計画を策定して、ジョブローテーションによる能力の底上げを図っている。

施設設備については、学生食堂や自習施設等、学生生活・学修環境の更なる充実を図るため、新校舎の建設を計画し平成29（2017）年度に4号館が完成している。また、これまでも大講義室の改修やアクティブラーニング教室の整備など毎年度充実を図ってきており、令和6（2024）年度は教室の映像音響設備入替工事、地中電線路ケーブル入替工事、カーポート設置工事を行った。

外部資金の獲得については、短期大学部の年度方針の中で、科学研究費補助金を始めとする外部資金の獲得を掲げており、全学的に取り組んでいる。外部資金の獲得状況については、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度に亘り、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業補助金：タイプ1」に採択されている。なお、現時点において遊休資産の処分等についての計画はない。

入学定員充足率及び収容定員充足率については、上述のとおり100%を割っている状況であり、基本金組入前当年度収支差額も支出超過となっていることから、人件費及び施設設備費等の経費についてはバランスを保つために改善を図る必要がある。

学内に対する経営情報の公開については、法人のホームページに掲載すると共に、大学・短期大学部の全教職員を対象とした全学会議において、法人から財務状況について毎年度説明している。また、学生募集状況や就職状況などについては、随時教授会で報告されており、現状や課題等について短期大学部内においても問題意識は共有されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体の当年度収支差額について、令和4（2021）年度から令和5（2023）年度の2年間は収入超過であったが、令和6（2024）年度は支出超過に転じた。

短期大学部については、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、学生数の減少に伴い学生生徒等納付金収入が減少し、一方で人件費支出と教育研究経費支出が増加したことにより、年々支出超過が増加している。

今後とも健全な経営を継続するためには、安定した財政基盤の維持が不可欠となる。そのためには、教育の継続的な見直し改善と同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と学生生徒等納付金や補助金収入を増加させることが必要であり、何よりも学生を安定的に確保することが課題である。

各設置学校の中期計画の事業計画と共に、法人全体の中期計画に基づく財務計画により、施設設備の計画的な整備と教育環境の充実に向けて取組み、引き続き財政基盤の安定と収支バランスの確保された適切な財務運営を行っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

財的資源のテーマでは、短期大学部のブランド力アップによる入学定員充足率及び収容定員充足率向上を図る。また、科学研究費補助金や文部科学省の補助金事業等に今後も積極的に応募し、外部資金の獲得に努める。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

短期大学部は、入学者確保において厳しい状況が続いていることで、収支状況にも影響が出てきている。

令和5(2023)年度には現行のDP・CPを見直し、令和6(2024)年度よりカリキュラム改正及びコース変更を行い、改善を図った。また、令和7(2025)年度より学科名称を「現代ビジネス学科」から「経営学科」に変更するとともに、入学定員については、「120名」から「100名」へ変更を行った。今後も健全な経営を継続するため、教育内容の改善とともに、更なる外部への情報発信、学生募集の強化、キャリアサポートの強化等を行っていく。また、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と補助金等の外部資金獲得に努めると同時に、学生の安定的な確保に全学を上げて取組み、収支状況の改善に努力していく。

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価受審は一般財団法人大学・短期大学基準協会により令和5(2023)年度に行っている。その際に提示した基準における各改善計画は概ね、以下とおりである。

- ① 地域企業連携活動による知名度アップ
- ② 「アカデミック短大」ブランド力強化

①については、教育の質向上及び大学の知名度向上に資する取組みを積極的に展開している。代表的な事例として、本学独自の「3.5本の矢プロジェクト」では、課題解決型学習(PBL)を基軸に、アドビ、楽天、電通など革新的な企業と連携し、学生が実社会の課題に主体的に取り組む環境を構築している。これにより、課題対応力や発信力の育成に加え、企業・地域社会との関係強化を通じた大学の社会的認知度向上にも寄与している。②については、第一に、グローバル教育を軸とした海外留学・海外研修の拡大である。言語力や異文化理解にとどまらず、国際社会における課題発見・解決力を養う機会として、留学・研修の充実を図っている。これにより、短期大学においても「世界を舞台に学ぶ」という選択肢を提示し、学生の学びの射程と可能性を広げている。第二に、「キャリア短大」から「アカデミック短大」への転換である。実務・職業教育に軸足を置きながらも、思考力・表現力・リサーチ力などの汎用的能力の育成に注力し、教養と専門性の融合を図っている。卒業後の進路に直結する実践性と、高等教育機関としての学術性との両立により、「学びのある短大」としての価値を発信している。

以上のとおり、改善計画の実施状況は順調である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、多様化する働き方や生活環境への対応として、柔軟で公正な制度整備を進めて

いる。職員一人ひとりの事情や価値観に寄り添いながら、理解の醸成と安心して働ける環境づくりを両立させることが今後の重要な視点である。また、育児や介護に関する支援策の更なる充実や、障害者が活躍できる職場体制の構築も、組織として前向きに取り組むべき継続的な課題である。

施設・設備については、日常的な保守点検を継続しながら、老朽化への計画的対応を進めている。今後は、安全性や機能性の更なる向上を見据えた整備を段階的に進めることが、安心して学修・業務を行える環境づくりにおいて重要である。アクティブラーニング型授業の拡大に伴い、ICT環境の整備や情報機器の更新を計画的に実施してきた。今後も、学修の質を維持・向上させるため、教職員のICT活用能力の向上や、柔軟な学修空間の確保、BYOD体制の検討など、学修環境全体の最適化を図っていく必要がある。

学生数の変動や支出構造の変化に対応しつつ、財政基盤の安定を維持することが継続的な取り組みの要となる。教育活動とのバランスを意識しながら、経費の戦略的配分、補助金等の活用、安定した学生確保といった複合的な視点から経営を見直し、将来を見据えた財務運営を着実に進めていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本学園理事長は法人本部総務課長、法人本部長、そして学園常務理事・副理事長職を長く務め、学園全体をよく掌握しており、学校法人の運営全般にわたる知識を十分に有している。

理事長は学園創立者の曾孫にあたり、高崎商科大学開学及び大学院新設を自ら担当し、大学設置の責任者として建学の精神・教育理念並びに教育目的・目標を十分に理解しており、理事長として学園全体を牽引する諸条件を十分に満たしている。

理事長は寄附行為に基づき、理事会を招集し、議長をつとめ、学校法人の代表として強いリーダーシップのもとに法人業務を総理している。

また、理事長は法人が設置する各学校の長並びに法人本部長を必要に応じて招集し、法人企画調整会議を開き、各学校の置かれている現在の状況と緊急の課題、また認証評価の結果等を常に把握して情報の収集に努めている。法人企画調整会議は月に1回の頻度で開催され、法人及び各学校間での緊密な相談体制が確立されている。さらに、理事長は常時大学キャンパスにて業務を行っているが、週に1度、附属高校及び幼稚園の状況確認のため現場に赴いており、現状の把握に努力している。

令和6(2024)年度は第2期中期計画の最終年度であったため、次年度以降5年間の方針を定める「第3期中期計画2025-2029」の策定を行った。その際も理事長自ら学園全体の方向性を示し、各学校に対して骨子を示すなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2の現状>

寄附行為及び「学校法人高崎商科大学理事会規則」は私立学校法及び、学校教育法に則り制定されており、理事会はこれらの規定に従って適切に運営されているため、理事会は法令等に基づき開催されている。

理事は寄附行為第 6 条の定めに従いそれぞれ選任されており、監事もまた同様に寄附行為第 7 条の定めに従い選任されている。理事会の運営についても寄附行為第 11 条に則り適切に開催されており、予算、決算、事業報告及び事業計画、中期計画等の審議も寄附行為第 32 条、第 34 条等に規定されているとおりに適切に行われている。

理事会は定期的に開催されており、令和 6 (2024) 年度においては年間 8 回開催された。比較的高い頻度で開催されており、機動的に意思決定を行う体制が整備されている。また、「学校法人高崎商科大学理事会規則」第 10 条に規定するとおりに、財務や学務、企画・広報等の重要な業務については常勤理事が担当する定めとなっている。常勤理事が責任をもって各業務を担当することにより、理事会が状況をより把握できるだけでなく意思決定もスムーズとなり専門性も高まる。この体制を採ることにより、機能性と機動性を実現している。

さらに理事会の運営をより円滑に行うため、また学校法人運営に関する重要事項を深く議論するため、「学校法人高崎商科大学法人企画調整会議設置規則」に基づき企画調整会議を設置している。構成員は同規程第 2 条に「法人企画調整会議は、理事長、法人の設置する学校の長及び法人本部長をもって構成する。」と規定されており、理事長を含む常任の理事による会議体となっている。当該会議において現場の状況を把握し、課題を共有することで、適切な意思決定が行える仕組みとなっている。

以上のとおり、理事会は理事の職務の執行を監督し、重要事項について審議・決定しており、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3の現状>

理事は寄附行為第 6 条にて定められた「理事の選任条項」に則り短期大学部学長 1 名、附属高等学校長 1 名、評議員会において選任した者 2 名、学識経験者のうち理事会において選任した者 3 名の計 7 名となっている。これら理事 7 名と 2 名の監事を加えた 9 名で理事会が構成されている。

私立学校法第 35 条に定める役員人数については充足しており、また同第 38 条第 1 項に定める諸条件についても前述のとおり満たしている。同条第 5 項の定めについては、学識経験者 3 名の内 2 名が外部の理事となっている。同条第 7 項については、理事長の 3 親等以内の親族が 1 名選任されているのみであり、規定の範囲内となっている。さらに同条第 8 項の定めについては、寄附行為第 10 条の「役員解任及び退任条項」に学校教育法第 9 条の校長、教員の欠格事由が明記されており、厳格に遵守されている。以上のとおり、理事は法令等に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

「学校法人高崎商科大学理事会規則」に基づき、各理事にはそれぞれ担当職務が割り振られており、理事長を補佐する体制は確立されているが、短大を取り巻く環境を踏まえると、教学や経営、特に学生募集に関して専門的な提言を行える人材の確保も今後検討する必要がある。理事長が開催及び招集する理事会・評議員会・法人企画調整会議等の内容を引き続き活性化させることも今後の学園発展のための重要な要素と思われる。とりわけ、法人企画調整会議は常勤理事が中心となる会議体であることから、その意思決定は学園の運営及び発展に大きく影響すると考えている。濃密な議論とスピード感のある意思決定を意識し、当該組織の活性化を進めたい。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

私学法改正に伴い、令和6(2024)年度には寄附行為の改定、「内部統制システム整備の基本方針」の策定を行った。「内部統制システム整備の基本方針」に則り、「学校法人高崎商科大学理事会規則」、「学校法人高崎商科大学評議員会規則」、「学校法人高崎商科大学監事監査規程」、「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」、「学校法人高崎商科大学文書管理規程」、「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」、「学校法人高崎商科大学内部監査規程」等の諸規程の制定及び一部改定による整備を行い、法改正への対応を進めるとともに、ガバナンス体制の強化を図った。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、短期大学部教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を斟酌して最終的な判断を行っていると同時に、学園理事として学園運営の中枢を担っている。

学長は人格高潔で学識に優れ、かつ、短期大学部運営に関し広い見識を有し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学部の向上・充実に向けて努力している。

学長は「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」第4条の規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は学則等の規定に基づき教授会を構成し、教授会規程に基づき教授会を開催し、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、「教授会規程」第5条で定められた教授会で意見を聴取する重要事項には(1)学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、(2)学位に関すること、(3)追試験及び再試験に関すること、(4)学生の賞罰に関することが含まれており、これらについては、書面で教授会メンバーに事前に周知し、審議のための資料の配付を行っている。

他にも、例えば3つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーは入試委員会で原案が協議され、教授会の審議に付され、教授会の意見を聴取して学長が決定する。また、カリキ

ュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは教務委員会及びカリキュラム検討委員会で原案が協議され、教授会での審議に付され、教授会の意見を聴取して学長が決定する。カリキュラム本体や学修成果等カリキュラム関連の文書類はカリキュラム検討委員会で原案が協議された後に同様の手続きとなる。委員会にて詳細な検討を行い、教授会で全構成員の審議を経ることで教育に関する重要事項の決定への参画と方向性の共有を行っている。教授会の議事録は学内の情報ネットワーク上に掲載され、教職員の閲覧に供している。

学長は大学並びに短期大学部の下に共通又は独自の研究所・センター・委員会と学長直轄の諮問機関である大学協議会を設置し、それぞれの設置規程、細則に基づいて適切に運営している。そして、大学協議会での懸案事項の協議を踏まえながら、それらの事項を教授会に報告し、教授会審議に諮っている。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の課題＞

短期大学部は、併設された大学・大学院と同じキャンパス内で共存しており、両者の協力と調和が不可欠である。教学運営の観点から、以下の課題が挙げられる。

第一に、教育方針の一貫性と連携の重要性である。短期大学部と大学・大学院は、それぞれ異なる教育目的を持ちながらも、相互の統合性を維持し、効果的な学修環境を構築する必要がある。そのためには、カリキュラム設計を工夫し、短期大学部の学びが大学・大学院の教育と有機的に結びつくようにすることが求められる。また、教員の兼務や設備の共用など、併設大学との教育資源の活用を最大限に進めることで、質の高い教育を提供できる。さらに、短期大学部から併設大学への進学・編入を円滑にする仕組みを強化することにより、学修が自身の進路を柔軟に設計できるような環境を整備することが重要である。

第二に、教育施策の戦略的推進が必要である。全国的な短期大学の状況に鑑みると、教学改革の必要性はますます高まっている。学内においては、教職員組織内での合意形成を図り、教学施策の共有を徹底することで、改革の方向性を確立することが不可欠である。また、地域の自治体や企業、高等学校などのステークホルダーと連携を強化し、教育の社会的価値向上を目指すことも教学運営において重要な要素となる。

これらの課題を解決するためには、教学運営の方針を明確にし、学内外の関係者と協力しながら、持続可能な教育体制を築くことが求められる。短期大学部と大学・大学院が共存する環境を活かし、戦略的な教学運営を行うことで、教育の質をさらに向上させることが期待される。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項＞

本短期大学部では、教学運営の透明性と戦略性を高めるため、併設大学との連携や組織的な意思決定を重視している。教学施策を効率的かつ効果的に推進するために、以下の点が特筆される。

第一に、併設大学との連携による教学の質向上である。短期大学部と併設大学・大学院が同じキャンパス内で共存しているため、教育資源の活用を最大化し、学修環境の統合性を高めている。具体的には、教員の兼務、設備の共用、カリキュラムの連携、課外プログラム共有化を進めることで、教育の質を向上させ、短期大学部と大学の相乗効果を生み出す体制を整えている。

第二に、学長のリーダーシップと教学施策の戦略的推進に関する取組みである。学長が短期大学の学長も兼務していることで、教学運営の方針を一貫した形で示すことが可能となっている。加えて、毎月開催される大学協議会や教授会による意思疎通の強化に加え、平成 27（2015）年度より年度初めに「全学会議」を実施し、短期大学部・大学双方の教職員が集合し、教学施策の共有を徹底している。この取組みにより、各部署の自律的な活動との調和が促され、学内全体の戦略的な運営が可能となっている。

第三に、地域・産業界との連携による教育価値の向上が重要な施策の一つとして位置づけている。教育機関としての社会的役割を果たすために、自治体や企業との連携を強化し、短期大学の教育が地域社会のニーズと調和するよう努めている。これにより、教育成果の社会的価値を向上させるとともに、学生のキャリア形成や地域の発展にも貢献している。

これらの施策を組み合わせることで、教学運営の透明性を確保し、教育機関としての発展を支える仕組みが構築されている。今後も、これらの取組みを継続・発展させ、安定的な教学運営を実現していく。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

本法人の監事は現在 2 名で、学校法人の業務・財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックするとともに、理事会などで来学する際には状況を見て法人財務担当者よりその都度財務状況を確認し適宜監査している。毎年 5 月には期末の決算に係る監査を実施している。また、短期大学の外部評価委員会にも委員として参加しており、3つのポリシーの整合性やカリキュラムの適切性、教育の質保証等についても意見を述べている。競争的研究費の管理体制についても、その整備状況を確認し、意見を述べている。決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事に加えて法人関係者（理事長、法人本部長、財務担当者）により状況報告や意見交換する機会を設けている。また、学校法人の業務又は財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出・報告している。このように監事は寄附行為第 7 条第 3 項第 1、2、4 号に定める、業務監査及び財産監査を適切に行っている。

監事は文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に毎回参加することで、監事としての役割や責任、学校法人を取り巻く環境や文教行政の動向について認識を深め、監事として必要な知識等を深めている。これをもって監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、意見を述べている。よって寄附行為第 7 条第 3 項第 3 号に定める「理事の業務執行の状況を監査する」を適切に行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は寄附行為第19条にて定められたとおり、理事長が招集し開催されている。令和元（2019）年度より寄附行為第21条（諮問事項）に「予算及び事業計画」「事業に関する中期的な計画」「役員に対する報酬等の支給の基準」の各項目が新設され、評議員会の役割をさらに明確に示している。評議員会は、私立学校法第41条第2項で定める「理事の定数（7名）の2倍を超える定数（15名）で組織」しており、現員は15名で充足している。また、評議員の選任は寄附行為第23条に次のとおり定められている。

（評議員の選任）

第23条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

評議員会は私立学校法42条及び寄附行為の定めるところに従い、予算、事業計画、中期計画、借入金、役員に対する報酬等の支給基準、寄附行為の変更等について事前に意見しており、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3の現状>

会計監査人は4月に現金実査、11月、1月、3月にそれぞれ期中監査を行い、5月に決算監査を行い、監査報告書を提出している。5月の決算監査の際には、理事長、法人本部長、財務担当者との簡易的な情報交換も実施しており、堅実な監査体制が構築されている。

会計監査人は公認会計士資格を有しており、また、学校法人会計にも明るく、監査に必要な知識、スキルを十分に有している。期中及び決算監査時には、資料として寄附行為をはじめ経理に関連する各種規程を揃え臨んでおり、十分な監査が行える環境を整えている。このように会計監査人は法令等に基づき、適切に業務を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事の「業務監査」及び「財産状況監査」については、これまで適切に実施されてきており、公認会計士との連携と情報交換も図られている。平成27（2015）年には、理事長直轄の「内部監査委員会」が設置され、毎年度内部監査も実施されていることから、今後は3者の連携による監査の実施により、効率と質を一層高めていくことが、ガバナンス強化のうえでも求められる。令和7（2025）年度は3者による情報交換の場を設けたい。

また、中期計画に則り令和5（2023）年3月の理事会においてガバナンス・コードが制定

され、本学のホームページに公開された。令和7(2025)年3月には2度目のガバナンス・コードの運営状況確認も実施している。令和7(2025)年度からは「私立大学協会私立大学ガバナンス・コード2.0版」を適用することとなるため、従来との相違点の確認を行っておく必要がある。これを機に、ソフトローの部分をしっかり規定し、学園の目的や短期大学部のミッションが持続的に達成される状況を構築していきたい。

私学法の改正に伴い、寄附行為及び関連規程が大きく変更された。特に理事会や評議員会、監事に関する権限や選任方法、相互チェック機能の強化は大幅に変更となった。特に評議員会と監事の権限が大幅に拡大されたため、今後はBD(Board Development)等の機会を有効に活用し、評議員及び監事の知識深化に努める必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

上記の基準以外にガバナンスについて努力している事項として、本学園の理事長は学長や校長職を兼務しておらず、理事長職及び学園長職に専念していることで、一部の部門に偏ることなく全体を俯瞰でき、高いリーダーシップとガバナンスが発揮されている。また、現理事長は法人本部長として長く学園全体を統括してきた経験と知識を有することから、教学も含め学園の細部まで把握できている。短期大学の学長とも緊密な関係性が築けており、日常的に情報交換を行うなど、短期大学の運営にも積極的に関わっている。理事長のリーダーシップとガバナンスは安定しており、体制は確立されている。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1の現状>

教育上の目的や3つのポリシー、授業計画や学修成果等をはじめとする学校教育法施行規則に定められた項目、並びに寄附行為や役員報酬等をはじめとする私立学校法に定められた項目については、漏れなく大学・短期大学部のホームページの「情報公開」のサイトに掲載している。毎年自己点検評価委員会により作成される自己点検評価報告書についても同サイトに掲載されており、積極的に情報公開に努めている。

上記法令に定められた情報以外でも、学修成果、大学間連携の状況や地域における産学官連携の状況、海外の協定校、学園広報誌、学校法人が出資する会社に関する情報等を自主的に公開している。ガバナンス・コードにも記載のあるとおり、高い公共性と社会的責任相応の説明責任を果たしている。

財務情報については、学校法人のホームページにおいて公表すると共に、全教職員に配布される学園誌や、学生の保護者にも配布される大学広報誌にも掲載し広く公表している。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

教育情報や財務情報等の公表・公開については、「学校教育法施行規則」及び「私立学校法」に基づき、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしており、大きな問題はない

が、引き続き積極的な姿勢が求められる。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価受審は一般財団法人大学・短期大学基準協会により令和5（2023）年度に行っている。その際に提示した基準IVにおける各改善計画は概ね以下である。

- ① 理事長を補佐する体制の検討
- ② 各理事の責任体制の明確化
- ③ 法人企画調整会議の活発化
- ④ 内部監査委員会の監査体制確立
- ⑤ 私学法改正への対応
- ⑥ 法人との適切なコミュニケーション

①については、常務理事の任命を視野に継続して検討を重ねている。②は令和6（2024）年度における法人企画調整会議及び理事会にて各常任理事の責任体制について定めた。③についても、令和5（2023）年度中に検討を行い、令和6（2024）年度より毎月実施に切り替えることで開催頻度を倍近くに増やし、意思決定のスピードを速めた。④については、令和7（2025）年度より各学校に1名以上の内部監査委員を設置することとし、業務監査の円滑化を図った。⑤については既に令和6（2024）年度中の理事会において寄附行為の改定及び内部統制システム整備の基本方針、関連規程の制定と一部改定を審議し、整備は完了している。⑥については法人本部長が引き続き大学及び短期大学の教授会に参加することとし、また令和6（2024）年度より附属高校の企画運営会議にも参加することとした。これにより、各学校と法人との適切なコミュニケーションが確立された。

以上のとおり、改善計画の実施状況は順調である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和7（2025）年度の自己点検・評価における基準IVの課題及び改善計画については、主に以下の4点が挙げられる。

- ① 大学のカリキュラムや施設・設備、教員組織等のシーズを活用した、短期大学部の価値の向上及び教育の質の向上
- ② 監事、会計監査人、内部監査委員会の3者による情報交換の場の設定
- ③ 「私立大学協会私立大学ガバナンス・コード2.0版」の内容に沿った体制の構築
- ④ 主に評議員、監事を対象としたBD（Board Development）の実施